

第3編 風水害等編

風水害等編は、台風や大雨による洪水・高潮・風害、危険物等災害、不発弾等災害、海上災害、航空機事故災害及び道路事故災害等に対する応急対策計画及び復旧・復興計画である。

第1章 災害応急対策計画

第1節 組織・動員計画

項目	初動	応急	復旧	担当	
				実施主体及び支援	関係機関
第1 組織体制	○			各対策班	防災関係機関
第2 村対策本部の設置	○			各対策班	

本節では、災害対策本部の設置、組織、編成、所掌事務及び災害対策要員等について定め、迅速かつ的確に応急対策を図る。

第1 組織体制

風水害に対する村職員の配備基準、体制は次のとおりとし、気象警報等の種類によっては自動配備をとる。なお、非常配備職員の編成計画は毎年作成し、職員に周知しておく。

《非常配備基準》

配備	配備基準	配備内容
第1 配備 (災害対策準備体制)	① 気象台から大雨や洪水及び高潮の注意報が発表されるなど、災害が発生しまたは発生するおそれがある場合に、その災害の程度が災害対策本部を設置するに至らないときは、必要に応じて総務課職員による災害対策準備体制を確立する。	各班の情報収集担当及び連絡担当員は、配置につくものとする。他の職員は自宅待機とする。
第2 配備 (警戒体制) 災害警戒本部	① 県全域または村地域に気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水または高潮等の警報が発表されたのに伴い、災害に関する情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要があるとき ② 暴風、豪雨その他の異常な自然現象により県全域または村地域に災害の発生するおそれがあり、警戒を要するとき ③ 上記のほか、災害予防及び災害応急対策の的確な実施のため警戒体制をとる必要があるとき	各班の警戒本部要員は配備につくものとする。他の職員は配備につく体制をとる。
第3 配備 (救助体制) 災害対策本部	① 村の全域又は一部の地域に気象業務法に基づく暴風、大雨又は洪水その他の警報が発表され、かつ重大な災害の発生するおそれがある場合 ② 暴風、大雨その他異常な自然現象により、村の全域又は一部の地域に、重大な被害が発生した場合	動員可能な職員をもってあてる。完全な非常体制とする。

	③ 大規模な火事、爆発その他これらに類する事故により、村の全域又は一部の地域に、重大な被害が発生した場合 ④ 村の全域又は一部の地域に、災害救助法の適用を要する災害が発生した場合	
--	--	--

また、職員は非常配備の際及び非常配備に備え、次の事項を遵守する。

- | |
|---|
| ① 配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部の指示に注意する。
② 勤務場所を離れる場合には、所属班長と連絡をとり常に所在を明確にしておく。
③ 状況に応じて不急の行事、会議、出張等を中止する。
④ 正規の勤務時間が終了しても所属班長の指示があるまで退庁せず待機する。
⑤ 速やかに災害対策作業を開始できる服装、名札等を用意する。
⑥ 自らの言動によって住民に不安や誤解を与えないよう発言には細心の注意を払う。 |
|---|

1 職員の動員

(1) 勤務時間内

勤務時間内は、庁内放送及び各課への連絡等を通じて各職員に非常配備を周知する。動員職員は、直ちにあらかじめ指定された参集場所に参加する。

また、被害状況等により、職員の安否を確認した上で必要に応じて村長判断による配備体制をとる。

(2) 勤務時間外

ア 状況確認

村職員は、気象警報等の発表状況をテレビ、ラジオ、インターネット等で速やかに確認し、自らの配備基準に該当する場合は、家族の身の安全を確認した後、できる限り早く登庁し、配備に就く。また、職員連絡メールを受信した場合は、その内容に応じて参集等の行動をとる。

イ 参集行動

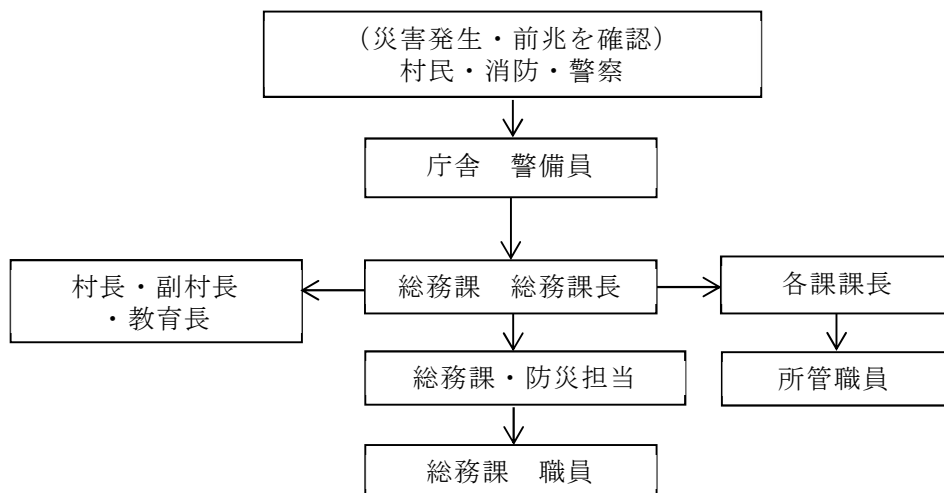
指名職員（避難所担当職員等）はあらかじめ指定された場所に参加し、その他の職員は通常の勤務場所に参加する。緊急に参加する際は、防災服又は作業に適する服装を着用し身分証明書を携帯する。

参集途上においては可能な限り被害状況等の把握に努め、参集後直ちに参集施設の責任者に報告するほか、参集途中において救助等を要する災害現場に遭遇した場合は、必要に応じ付近住民と協力して救助等の応急対策活動を行うとともに、最寄りの防災機関へ通報し、援助を求める。なお、災害の状況により参集場所への移動が不可能な場合は最寄りの村の施設に参加し、当該施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。

ウ 夜間・休日等における連絡体制

夜間、休日等における庁内の連絡体制は次のとおりとする。

■勤務時間外の連絡体制



2 警戒活動（災害対策本部設置前）

(1) 課長の対応

各課長は、気象情報等を収集し、台風や豪雨による被害が予想される場合は、非常配備等の指示の有無に係わらず、必要な職員を配置し、また、連絡体制を確立し、所管する区域の巡視や施設の点検等の警戒活動を開始する。

非常配備態勢が発令された場合は、関係職員を動員し、所管する警戒活動業務の指揮をとる。また、配備した職員や活動状況を総務課に随時報告する。

総務課長は、村長及び副村長が不在かつ緊急を要する場合、村長及び副村長に代わって次の行為をすることができる。この場合、総務課長は、その旨を速やかに村長に報告する。

- ① 避難指示等の発令（災害対策基本法第 56 条、第 60 条、村長の権限）
- ② 警戒区域の設定（災害対策基本法第 63 条、村長の権限）
- ③ 通行規制（道路法第 46 条、道路管理者の権限）

(2) その他の職員の対応

勤務時間外に参集した職員は、課長等の指示に基づき、警戒活動を開始する。

役場においては、概ね次の警戒活動を実施するものとし、課長等の指示がない場合、参集職員は積極的にこれらの活動に協力する。

- ① 防災行政無線（同報系）、防災アプリ等による住民への情報伝達
- ② 防災行政無線（移動系）等による情報収集
- ③ 県及び防災関係機関との情報連絡
- ④ 災害対策本部設置の準備
- ⑤ 避難所、救護所の設置準備及び開設運営の支援、その他救護活動の準備
- ⑥ 住民からの通報等の対応
- ⑦ 参集職員の指揮
- ⑧ 自主防災組織（自治会等）役員との連絡調整
- ⑨ 災害情報の収集
- ⑩ 住民への避難の呼びかけ
- ⑪ その他総務課長等の指示事項

第2 村災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

村長は、「非常配備基準（災害時）」の第3配備に該当する場合、宜野座村災害対策本部（以下「村本部」という。）を設置する。

ただし、村長不在の場合は、以下の順位により権限を委任する。

第1順位	副村長
第2順位	教育長
第3順位	総務課長

この場合は事後速やかに村長に報告し承認を得る。

(2) 本部室の設置

本部室を役場庁舎3階大会議室に設置する。

また、役場庁舎が使用不能な場合は、中央公民館に設置する。

(3) 設置の通知

村本部を設置したときは県に通知するほか、村職員その他必要な機関に周知する。

担当部	担当班	通知または公表先	通知または公表の方法
総務対策部	企画班 (企画課)	村各対策班	庁内放送、電話、その他迅速な方法
		報道機関	電話その他迅速な方法
	総務班 (総務課)	県	電話その他迅速な方法
		地域住民	テレビ、ラジオ、村防災行政無線 広報車その他迅速な方法
		石川警察署	電話その他迅速な方法
各主管部担当班	関係機関	電話その他迅速な方法	

(4) 廃止基準

災害対策本部の廃止の時期は、本部長が以下の廃止基準に基づいて行う。

- | |
|-------------------------------|
| ① 予想された災害の危険性が解消したと認められるとき。 |
| ② 災害発生後における応急措置が完了したと認められるとき。 |

また、村本部を解散した場合、1の「(3) 設置の通知」に準じて関係機関に通知する。

なお、本部解散後においても継続すべき被災者支援や災害復旧等の事務がある場合は、当該事務を担当する班を構成する課のいずれかに引き継ぐほか、必要に応じて復旧対策本部を設置して事務を継承する。復旧対策本部の組織体制及び事務分掌等は災害対策本部に準ずるものとし、最小限の部班及び職員で構成する。

2 本部組織の確立・運営

地震・津波編 第2章・第1節・第2「2 本部組織の確立・運営」に準ずる。

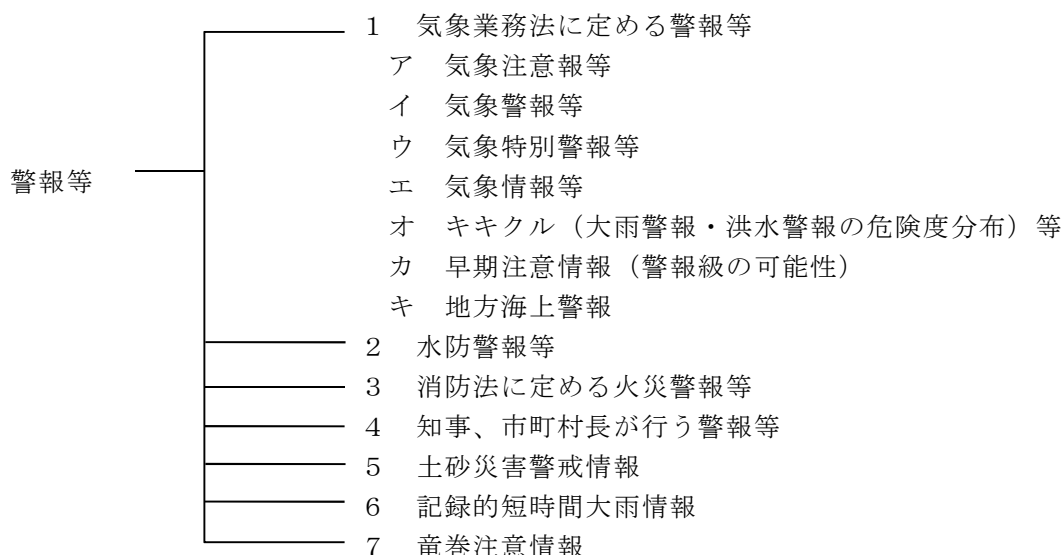
第2節 気象警報等の伝達計画

項目	初動	応急	復旧	担当	
				実施主体及び支援	関係機関
第1 緊急地震速報	○			総務班	沖縄气象台、県
第2 地震情報等の種類及び発令基準	○			総務班	沖縄气象台、県
第3 津波警報等の種類及び発令基準	○			総務班	沖縄气象台、県
第4 津波警報等の伝達	○			総務班	各関係機関

災害の発生あるいは拡大を未然に防止するため、気象特別警報・警報・注意報及び気象情報等を迅速かつ的確に伝達し、災害発生の未然防止を期する。

なお、警報等の発表基準、伝達体制の住民に対する周知徹底及び現象発見時の措置等については以下により実施する。

第1 警報等の種類及び発表基準



1 気象業務法に定める警報等

(1) 気象特別警報・気象警報・注意報

沖縄气象台は、大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」を、また、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」を県内の市町村ごとに発表する。なお、大雨や洪水等の警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、暴風、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、暴風、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、強風、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

資料：気象庁

(2) 気象情報等

気象の予報等に関し特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報発表中に現象の経過や予想、防災上の留意点等を解説する場合等に発表する。気象情報の対象とする現象により、台風に関する情報、大雨に関する情報、潮位に関する情報等がある。

なお、台風情報で使用される台風の大きさ等は次のとおりとする。

台風の大きさ（風速 15m/s 以上の半径）		台風の強さ（最大風速）	
大型	500km 以上 800km 未満	強い	33m/s 以上 44m/s 未満
超大型	800km 以上	非常に強い	44m/s 以上 54m/s 未満
		猛烈な	54m/s 以上

※ 上表の基準以外の台風は単に「台風」と表現する。

(3) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

警報、注意報や気象情報で災害に対して注意警戒を呼びかける。警報が発表された市町村域のうち、実際に土砂災害や水害発生の危険度が高まっている場所は、キキクル（危険度分布）で色分けして表示する。例えば土砂キキクル（大雨警報（土砂災害））の危険度分布では、「災害切迫」（黒色）が出現すると、重大な土砂災害がすでに発生している可能性が高い状況となるため、高齢者等の方は遅くとも「警戒」（赤色）が出現した時点で、一般の方は遅くとも「危険」（紫色）が出現した時点で、安全な場所に避難する必要がある。内閣府の「避難情報に関するガイドライン」では「土砂災害の危険度分布において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域に避難指示を発令することを基本とする」とされている。

危険度分布の概要

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1 km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：緊急安全確保 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル 5 に相当。 ・「危険」（紫）：避難指示 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難 高齢者等は土砂災害警戒区域外への避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」（黄） 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。 ・今後の情報等に留意（白）：今後の情報に留意する。

大雨警報（浸水害）の危険度分布	<p>短時間降雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒） 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。（立退き避難がかえって危険な場合）
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：緊急安全確保 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。（立退き避難がかえって危険な場合） ・「危険」（紫）：避難指示 重大な洪水災害が発生する可能性が「警戒」（赤）よりもさらに高まり、まもなく重大な洪水災害が発生する可能性が高く、危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等避難 まもなく重大な洪水災害が発生する可能性があり、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄） ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 ・今後の情報等に留意（水色）：今後の情報に留意する。
流域雨量指数の予測値	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

(4) 早期注意情報（警報級の可能性）

警報級の現象が5日先までに予測されているときに、その可能性について [高]、[中] の2段階で発表される。

当日から明日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（本島中南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間予報の対象地域と同じ発表単位（沖縄本島地方など）で発表される。

(5) 異常潮位に関する情報

「異常潮位」とは、台風等による高潮又は地震による津波以外の潮位の異常な現象をいい、それによる被害が発生又は発生するおそれがあるときに気象官署が発表する。

(6) 地方海上警報

海上船舶の安全確保を図るため、定められた海域（海上予報区）に対して、強風や視程障害等の現象の実況及び予想（24時間以内）がある場合、沖縄气象台が発表する。

ア 地方海上予報区の範囲と細分名称

a 沖縄气象台担当地方海上予報区

沖縄海域（SEA AROUND OKINAWA）

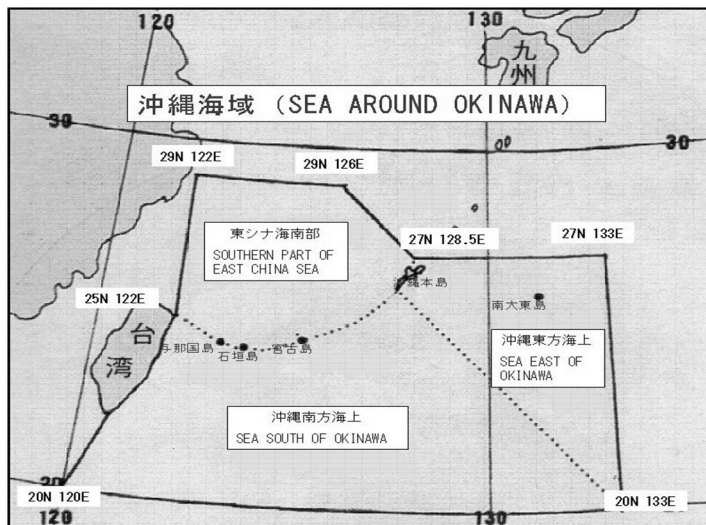
b 細分名称

沖縄東方海上（SEA EAST OF OKINAWA）

東シナ海南部（SOUTHERN PART OF EAST CHINA SEA）

沖縄南方海上（SEA SOUTH OF OKINAWA）

≪ 沖縄海域（SEA AROUND OKINAWA） ≫



イ 地方海上警報の種類と発表基準

地方海上警報の種類と発表基準は、以下のとおりである。

≪ 地方海上警報の種類と発表基準 ≫

地方海上警報の種類	発表基準
カイジ ヨウケイウナシ 海上警報なし（英文 NO WARNING）	警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合
カイジ ヨウノウムケイウ 海上濃霧警報（英文 FOG WARNING）	濃霧により視程が 500m 以下（0.3 カリ以下）
カイジ ヨウカセケイウ 海上風警報（英文 WARNING）	最大風速が 13.9m/s 以上 17.2m/s 未満（28 ノット以上 34 ノット未満）
カイジ ヨウキヨウフウケイウ 海上強風警報（英文 GALE WARNING）	最大風速が 17.2m/s 以上 24.5m/s 未満（34 ノット以上 48 ノット未満）
カイジ ヨウホウフウケイウ 海上暴風警報（英文 STORM WARNING）	最大風速が 24.5m/s 以上（48 ノット以上）
カイジ ヨウタイフウケイウ 海上台風警報（英文 TYPHOON WARNING）	台風による風の最大風速が 32.7m/s 以上（64 ノット以上）

2 水防警報等

(1) 水防活動用気象警報等

水防活動に資するため水防機関に対して行なわれる水防活動用の警報・注意報は1の(1)に定める気象特別警報・警報・注意報が発表されたとき、これによって代替される。

水防活動用気象警報・注意報	代替警報・注意報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報（大津波警報の名称で発表）
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

(2) 水防警報

水防警報とは、洪水、津波又は高潮等によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

(3) はん濫警戒情報

県は、県指定の水位情報周知河川において避難判断水位に達した場合、沖縄県水防計画に基づいて関係市町村等にはん濫警戒情報を伝達する。

村は、河川水位、はん濫警戒情報等を参考にしつつ、河川の状況や気象状況等も併せて総合的に判断し、避難情報を発令する。

3 消防法に定める火災警報等

(1) 火災警報

村長が消防法の規定により沖縄県知事から火災気象通報を受けたときまたは気象状況が火災の予防上危険であると認めたときにこれを発する。

この場合、警報を発する具体的な基準は、地域的特性を加味して本村の火災予防条例施行規則においてこれを定める。

(2) 火災気象通報

県と沖縄気象台との「沖縄地方における火災気象通報に関する協定」に基づき、沖縄気象台が担当区域に火災気象通報を行う。

火災気象通報は、沖縄気象台が発表する「乾燥注意報」又は「強風注意報」の発表基準と同一の基準で行われる。

4 村長が行う警報等

村長は、以下の場合、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を、関係機関及び住民その他の関係ある公私の団体に伝達する。

この場合において必要があると認めるとき、住民その他の関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置等について必要な通知又は警告を行う。

- 災害に関する予報若しくは警報の通知を受けた場合
- 自ら災害に関する予報若しくは警報を知った場合
- 自ら災害に関する警報をした場

5 土砂災害警戒情報

沖縄県と気象台が共同で作成・発表する情報で、大雨による土砂災害発生の危険度高まったときに、村長が防災活動や住民等への避難指示の発令判断や災害応急対応を適時適切に行えるように、また、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的とする。

村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

(1) 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて所定の監視基準に達したとき発表される。

また、所定の監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと判断されるとき解除される。

(2) 土砂災害警戒情報の発表形式

村の防災上の判断を迅速かつ的確に支援するため、わかりやすい文章と図を組み合わせで発表される。なお、補足情報として、1 km 四方の領域（メッシュ）ごとに土砂災害発生の危険度を5段階判定した「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」が発表される。

これにより、土砂災害発生の危険度が高まっている詳細な領域を把握できる。

(3) 土砂災害警戒情報の利用における留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定しているが、雨の多少にかかわらず、急傾斜地等が崩壊することもある。

したがって、土砂災害警戒情報の利用においては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないということ、また、がけ崩れ等の表層崩壊等による土砂災害を対象としており、深層崩壊、山体崩壊、地すべり等は対象としないことに留意する。

(4) 村の対応

村長は、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の土砂危険箇所の状況や気象状況も合わせて総合的に判断し、避難指示等を発令する。

6 記録的短時間大雨情報

数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を、観測（地上の雨量計による観測）したり、解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析：解析雨量）したりしたときに発表する。この情報は、現在の降雨がその地域にとって土砂災害や浸水害、中小河川の洪水災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることをお知らせするために、雨量基準を満たし、かつ、大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に発表するもので、大雨を観測した観測点名や市町村等を、気象庁が明記する。

7 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、気象庁が一次細分区域単位で発表する。

なお、実際に危険度が高まっている場所が竜巻発生確度ナウキャストで確認できる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を記載した「目撃情報あり」の竜巻注意情報が発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

第2 警報等の発表及び解除の発表機関

警報等の発表及び解除は以下の機関で行う。

警報等の種類	発表機関名	対象区域
大雨注意報 洪水 〃 強風 〃 波浪 〃 高潮 〃 濃霧 〃 雷 〃 乾燥 〃 霜 〃 低温 〃	沖縄気象台	宜野座村
大雨（土砂災害、浸水害）警報 洪水 〃 暴風 〃 波浪 〃 高潮 〃		
大雨特別警報 暴風 〃 波浪 〃 高潮 〃		
竜巻注意情報 顕著な大雨に関する気象情報	気象庁	沖縄県
火災警報	村長	宜野座村
水防警報	知事	河川、湖沼又は海岸
土砂災害警戒情報	県及び沖縄気象台	宜野座村

第3 気象警報等の伝達

1 警報等の受領責任及び伝達方法

関係機関から通報される警報等は、金武地区消防本部で受領し、迅速かつ確実な収集を行う。関係機関から警報等を受領した消防本部（警防係）は、直ちにその旨を総務対策班長に伝達する。

消防本部より通知を受けた総務対策班長は、大きな災害が発生する恐れがあると認めるとき、または大きな災害の発生を知ったときは、直ちに村長（本部長）に報告する。

なお、消防本部（警防係）から伝達される警報等の受領にあたっては、次の事項について記録（文書）する。

- | | |
|--------------|----------------|
| ○警報等及び災害の種類 | ○発表及び発生の日時 |
| ○警報等または災害の内容 | ○送話者及び受話者の職・氏名 |
| ○その他必要な事項 | |

防災関係機関及び各事業所等は、気象警報等について携帯電話、ラジオ等を常備して積極的に情報収集を行う。

第4 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の措置

沖縄気象台等の関係機関から発表された予警報等の内容に対応するものを除き、気象及び水象あるいは地象に関し異常現象を発見した者は、災害の拡大を未然にとどめるため具体的な情報を関係機関に速やかに通報する。

1 通報を要する異常現象

異常現象とは、おおむね以下に掲げる現象をいう。

《通報を要する異常現象》

事項	現象		
気象に関する事項	著しく異常な気象現象	強い突風、竜巻、激しい雷雨等	
地象に関する事項	土砂災害関係	土石流	山鳴りがする、川が濁り始める等
		がけ崩れ	がけに亀裂が入る、小石がバラバラ落ちてくる等
		地すべり	地面にひび割れができる等
水象に関する事項	異常潮位、異常波浪	著しく異常な潮位、波浪	

2 異常現象発見時の通報要

(1) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、発見場所や状況及び経過等をできる限り詳しく、村長または警察官もしくは海上保安官に直ちに通報する。

(2) 警察官、海上保安官等の通報

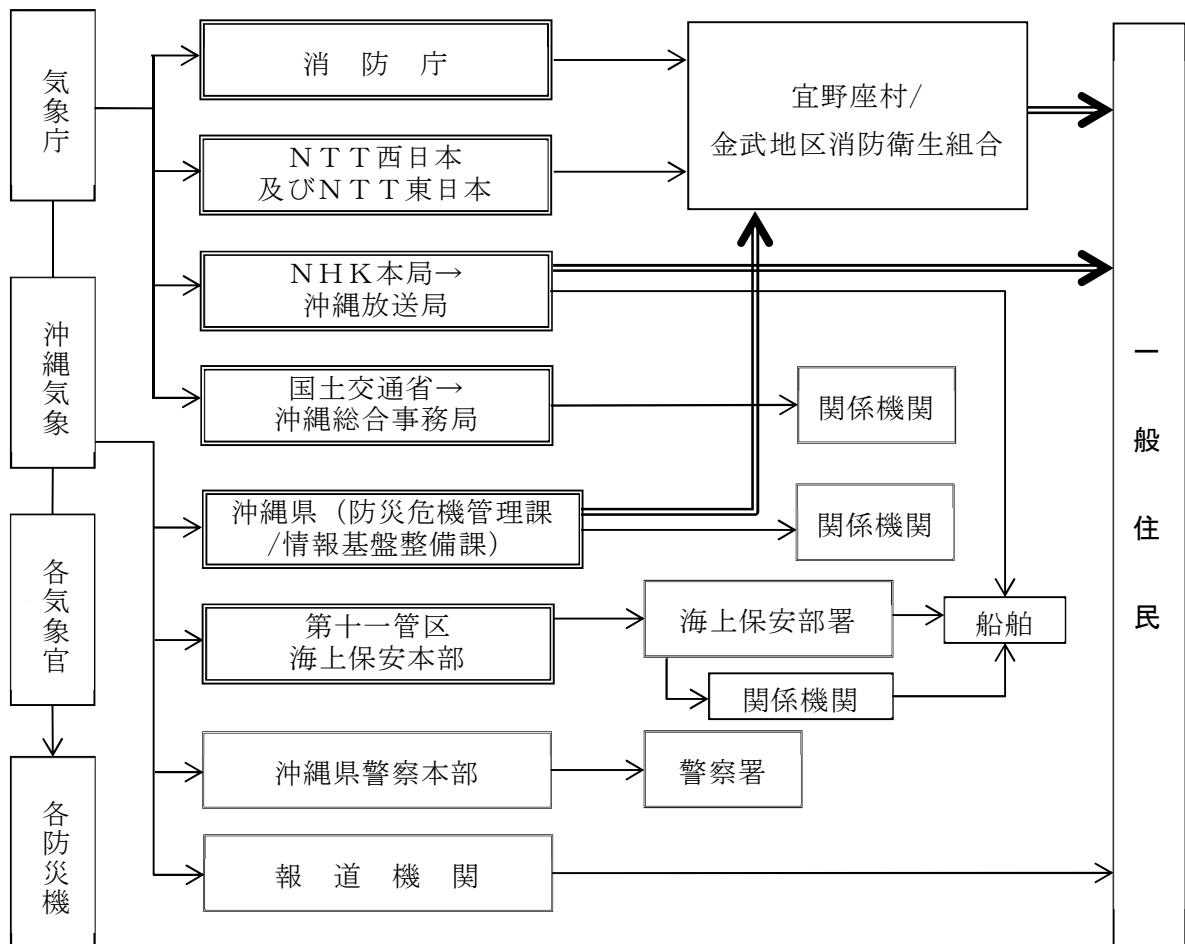
通報を受けた警察官または海上保安官は、直ちに村長及び上部機関に通報する。

(3) 村長の通報

通報を受けた村長は、直ちに气象台及び関係機関に通報するとともに、防災行政無線等を用いて住民に対し周知徹底を図るものとする。また、できるだけその現象を確認し事態の把握に努める。

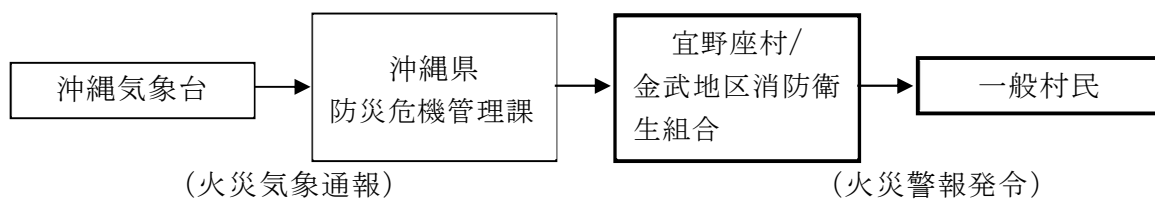
気象警報等に関する情報の伝達系統は、以下に示すとおりである。

《気象警報等の伝達系統図》



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条等の規定に基づく法定伝達先。
注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

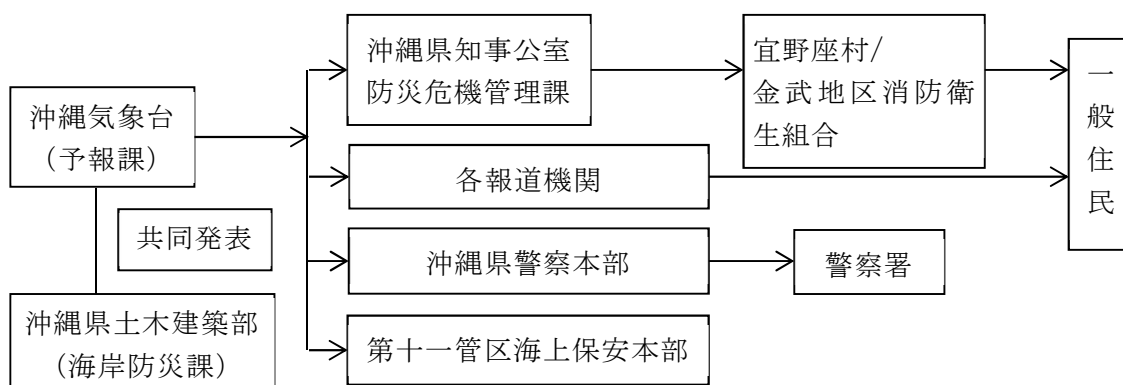
《火災警報等の伝達系統図》



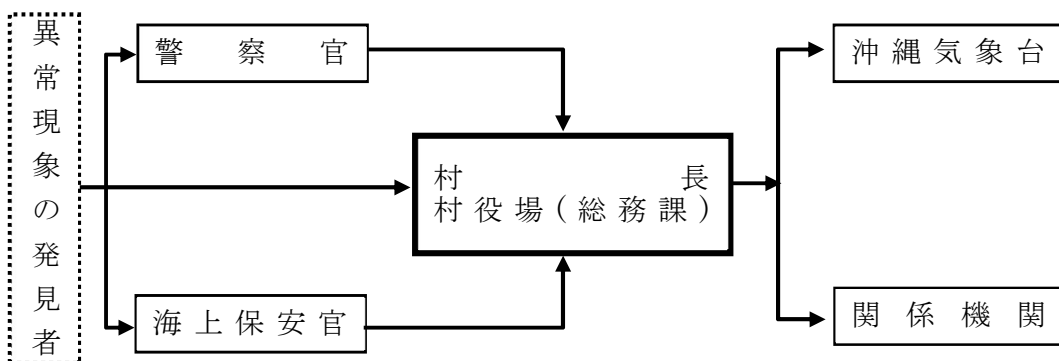
《地方海上警報等の伝達系統図》



《土砂災害警戒情報の伝達系統図》



《異常現象発見者の通報系統図》



第3節 災害通信計画

項目	初動	応急	復旧	担当	
				実施主体及び支援	関係機関
第1 通信の協力体制	○			総務班	各放送機関、N T T西日本、石川警察署、沖縄電力(株)、沖縄総合事務局、沖縄非常通信協議会
第2 通信設備の利用法	○			総務班	各放送機関、N T T西日本、石川警察署、沖縄電力(株)、沖縄総合事務局、沖縄非常通信協議会
第3 村における措置	○			総務班	各放送機関、N T T西日本、石川警察署、沖縄電力(株)、沖縄総合事務局、沖縄非常通信協議会

気象警報等の伝達、災害情報等の収集、応急対策の指示及び伝達等災害時における通信は、第2編・第1章「第3節 災害通信計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第4節 災害状況等の収集・伝達計画

項目	初動	応急	復旧	担当	
				実施主体及び支援	関係機関
第1 村・防災関係機関の役割	○			総務班	沖縄県、防災関係機関
第2 災害状況等の収集	○			各対策班	防災関係機関
第3 地震発生直後の第1次情報の報告	○	○		総務班	防災関係機関
第4 災害報告	○	○		総務班	沖縄県、防災関係機関

災害状況等の収集・報告は、第2編・第1章「第4節 災害状況等の収集・伝達計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。なお、村及び金武地区消防衛生組合は、災害発生時の第1次情報の報告を以下のとおり行う。

- 1 火災・災害等即報要領の直接即報基準に該当する一定規模以上の火災・災害等について、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国（総務省消防庁）へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について、判明したもののうちから、適宜、報告する。
- 2 金武地区消防衛生組合は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。
- 3 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、村域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。
- 4 行方不明者が他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

第5節 災害広報計画・情報提供計画

項目	初動	応急	復旧	担当	
				実施主体及び支援	関係機関
第1 実施機関	○	○		総務班、企画班	沖縄県、報道機関
第2 広報活動	○	○		各対策班	沖縄県、報道機関
第3 安否情報の提供	○	○		村民生活班	

災害時における情報及び被害状況等の広報は、第2編・第1章「第5節 災害広報・情報提供計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

なお、本村における災害広報については、村防災計画の定めるところにより段階に応じて以下のような広報を行う。

1 警戒段階

台風等が接近し、大雨や洪水が予想される時期の広報は、以下のとおりである。

- ① 用語の解説、情報の取得先、住民等のとるべき措置
- ② 台風・気象情報
- ③ 水位情報（基準水位への到達、堤防高までの水位、排水ポンプの運転状況等）
- ④ 警報
- ⑤ 災害対策の状況（本部の設置、対策の現況と予定等）
- ⑥ 被災状況（浸水、道路冠水、土砂災害箇所等）
- ⑦ 道路・交通状況（渋滞、通行規制等）
- ⑧ 公共交通機関の運行状況
- ⑨ ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、二次災害防止措置等）
- ⑩ 避難情報（準備情報）

2 初動段階

暴風、浸水、土砂災害が予測される時期の広報は、以下のとおりである。

- ① 避難情報（高齢者等避難、避難指示とその理由、指定緊急避難場所・指定避難所等）

3 応急段階

暴風、浸水、土砂災害等が収束した時期の広報は、以下のとおりである。

- ① ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、復旧状況・見込み等）
- ② 医療機関の状況
- ③ 感染症対策活動の実施状況
- ④ 食料、生活必需品の供給予定
- ⑤ 災害相談窓口の設置状況
- ⑥ その他住民や事業所のとるべき措置

第6節 自衛隊災害派遣要請計画

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当	
				実施主体及び支援	関係機関
第1 災害派遣要請	○			総務班	沖縄県、自衛隊
第2 派遣部隊の救助活動等	○			総務班	沖縄県、自衛隊
第3 災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官の権限等	○			総務班	自衛隊
第4 ヘリポートの準備	○			総務班	自衛隊
第5 自衛隊の自主派遣	○			総務班	自衛隊
第6 近傍災害派遣	○			総務班	自衛隊

災害時における自衛隊の派遣要請は、第2編・第1章「第6節 自衛隊災害派遣要請計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第7節 広域応援要請

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当	
				実施主体及び支援	関係機関
第1 県等に対する応援要請	○			総務班	沖縄県
第2 受入体制の確保	○			総務班	
第3 防災関係機関における応援要請	○			総務班	石川警察署、 金武地区消防衛生組合、 ライフライン事業者
第4 村機能への支援	○	○		総務班	沖縄県

大規模災害発生時において本村単独では十分な応急措置が実施できない場合の広域応援要請は、第2地震・津波編・第1章「第7節 広域応援要請計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえふまえて行う。

第8節 避難計画

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当	
				実施主体及び支援	関係機関
第1 避難の原則	○			総務班	沖縄県、防災関係機関
第2 風水害避難計画	○			総務班	第十一管区海上保安本部
第3 広域一時滞在	○			総務班	

第1 避難の原則

避難の原則は、第2編・第1章・第8節「第1 避難の原則」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第2 風水害避難計画

大雨・洪水等の警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、以下のとおりとする。

なお、高齢者等避難、避難指示、避難誘導、避難者の収容等の事項は、本節「第1 避難の原則」によるものとする。

1 実施責任者

風水害から避難するための避難情報の提供、立退きの指示及び住家を失った被災者のための指定避難所の開設並びに指定避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は、第2編・第1章・第8節・第1「1 実施責任者」のとおりとする。

2 避難指示等の発令

避難指示等の運用については、第2編・第1章・第8節「第2 避難情報の運用」を踏まえて実施する。

村は、村風水害避難計画の定めにより、以下の点に留意して、洪水浸水想定区域等の住民及び要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難指示等の発令に当たる。

なお、周囲の状況等により避難することがかえって危険を伴う場合で、かつ緊急を要すると認めるときは、基本法第60条第3項に基づき、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避等の緊急安全確保措置を指示することができる。

- (1) 全国瞬時警報システム（J-アラート）等により伝達を受けた大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報、はん濫警戒情報等を地域衛星通信ネットワーク及び防災行政無線等により住民等への伝達に努める。
- (2) 避難情報の判断は、水防法の浸水想定区域については基準水位を参考とする。また、地域の雨量・水位、上流域の雨量、河口部の潮位、沖縄气象台や河川管理者、砂防関係者の助言、現場の巡視報告及び通報等も参考にして、総合的かつ迅速に行う。

警戒レベルの一覧表

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (村長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害発生又は切迫 (必ず発令される情報ではない) ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 <p>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>
【警戒レベル4】 避難指示 (村長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (村長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 <p>※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

(注)「立退き避難」とは災害リスクのある区域等の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動することであり、避難行動の基本である。

(注)「屋内安全確保」とは災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への避難や高層階に留まること等によって計画的に身の安全を確保する行動で、居住者等が自ら判断する。

〈警戒レベル3 高齢者等避難の発令基準〉

災害の種類	基 準
暴 風	①最大風速 20m/s 程度が観測され、今後更に強まる、危険な状態が見込まれる場合 ② 暴風警報が発表され、最大風速が 25m/s 以上予想された場合
浸 水	①避難すべき区域で床下浸水や道路冠水が発生している ②大雨警報（浸水対象）が発表され、避難すべき区域で浸水害が発生するおそれがある場合
土砂災害※1	①大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合 （※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3 高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ②数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ③警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）
高 潮※1	①高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合（数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表） ②高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が本村にかかると予想されている、又は台風が本村に接近することが見込まれる場合 ③警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ④「2003年台風14号（マエミー）」級の台風（中心気圧 910hPa 以下又は最大風速 60m/s 以上）が接近し、上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合
その他	警戒体制に入り、周囲の状況から判断して危険が予想される場合

※1 土砂災害・高潮に関する高齢者等避難を発令する際は、警戒レベル3を付して情報伝達等を行う。

〈警戒レベル4 避難指示発令基準〉

災害の種類	基準
暴風	①引き続き風速が強まり、災害の発生が予想され、生命及び身体の危険がさし迫ってきた場合 ②暴風警報が発表され、最大風速 35m/s 以上が予想された場合 ＊避難地区の事前調査が必要である。
浸水	①避難すべき区域で床下浸水や道路冠水が発生し、被害が拡大している場合 ②大雨警報（浸水対象）が発表され、激しい雨が観測されるなど、避難すべき区域で浸水害が拡大するおそれがある場合
土砂災害 ^{※1}	①土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合（※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ②土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合 ③警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ④警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ⑤土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
高潮 ^{※1}	①高潮警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）あるいは高潮特別警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）が発表された場合 ②警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など）（夕刻時点で発令） 注：高潮警報は潮位が警報基準に達すると予想される場合に暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して約 3～6 時間前に発表されるが、避難行動に要する時間により余裕を持たせる場合には、台風情報や強風注意報等を判断材料に、警戒レベル4避難指示に先立ち警戒レベル3高齢者等避難を早めに発令することが考えられる。 注：高潮が予想される状況下においては、台風等の接近に伴い風雨が強まり、立退き避難が困難になる場合が多い。このため、台風等の暴風域に入る前に暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合は、潮位の上昇が始まるより前に暴風で避難できなくなるおそれがあることから、高齢者等のみならず立退き避難の対象区域の全ての居住者等が避難行動をとる必要があることに留意し、暴

	<p>風で避難できなくなる前に警戒レベル4 避難指示の発令を検討する。</p> <p>注：高潮特別警報の場合は、広範囲の居住者等の避難が必要で、より多くの時間が必要になることから、警戒レベル4 避難指示をより早めに判断・発令することが望ましい。このため、特別警報発表の可能性を言及する府県気象情報や気象庁の記者会見等も特に注視すべきである。</p> <p>注：潮位に応じて、立退き避難が必要な地域、避難に必要なリードタイムが異なることから、予想最高潮位が高いほど警戒レベル4 避難指示の発令対象区域が広くなり、より速やかな発令が必要となることに留意が必要である。</p>
その他	警戒体制が続き、周囲の状況が高齢者等避難の段階より悪化し、相当危険が差し迫ってきた場合

※1 土砂災害・高潮に関する避難指示を発令する際は、警戒レベル4 を付して情報伝達等を行う。

〈警戒レベル5 緊急安全確保の発令基準〉

災害の種類	基 準
暴 風	<p>①引き続き風速が強まり、災害の発生が予想され、生命及び身体の危険が差し迫ってきた場合</p> <p>②暴風警報が発表され、最大風速が40m/s以上と予想された場合 *台風位置の中心が真上を通過する場合</p>
浸 水	床上浸水が発生し、生命及び身体の危険が相当差し迫っている場合
土砂災害※1	<p>●災害が緊迫</p> <p>①大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合 （※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</p> <p>②土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）となった場合</p> <p>●災害発生を確認</p> <p>③土砂災害の発生が確認された場合 ※発令基準例①～②を理由に警戒レベル5 緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例3の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5 緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。</p>
高 潮※1	<p>●災害が切迫</p> <p>①水門、陸閘等の異常が確認された場合</p> <p>②潮位が危険潮位を超え、浸水が発生したと推測される場合 ※危険潮位：その潮位を超えると、海岸堤防等を越えて浸水のおそれがあるものとして、各海岸による堤防等の高さ、過去の高潮時の潮位等に留意して、市町村が避難情報の対象区域毎に設定する潮位</p>

	<p>●災害発生を確認</p> <p>③海岸堤防等が倒壊した場合</p> <p>④異常な越波・越流が発生した場合</p>
その他	警戒体制が続き、周囲の状況が避難指示の段階より悪化し、相当危険が差し迫ってきた場合

※1 土砂災害・高潮に関する緊急安全確保を発令する際は、警戒レベル5を付して情報伝達等を行う。

- (3) 警報、避難指示等の伝達にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客、漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コミュニティFM放送、携帯電話及びワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。
- (4) 避難情報の伝達にあたっては、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫するなど、住民等の積極的な避難を喚起するように努める。
- (5) 災害対策本部のある本庁舎から、危険区域付近の状況を速やかに把握できない場合を想定し、危険区域近傍の支所長等が避難指示等を行えるように権限を委譲しておく。

3 避難場所

避難先は、風水害避難計画で定められた、土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の安全な場所とする。

4 住民等の避難誘導

避難誘導に当たっては、消防職員、消防団員、警察官及び村職員等、避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提として、要配慮者、観光客、居住外国人を含む避難対象区域内の全ての者を対象とする。また、予想されるはん濫到達時間や交通規制を考慮する。

5 船舶等の避難

第十一管区海上保安本部等は、台風接近等に伴い、港内及び周辺海域の船舶に対し作業等の中止、港外への避難を呼びかけるとともに、船舶の入港の制限、移動を命ずる等の規制を行う。

6 指定避難所の開設・収容保護

浸水や土砂災害等で住家を失った被災者は、指定避難所に収容する。指定避難所開設以降の対策は、第2編・第1章・第8節「第1 避難の原則」のとおりとする。

第4 広域一時滞在

災害時の広域一時滞在は、第2編・第1章・第8節「第8 広域一時滞在」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第9節 観光客等対策計画

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当	
				実施主体及び支援	関係機関
第1 実施責任者	○			観光商工班	村観光協会、 各施設管理者
第2 避難情報の伝達及び避難誘導	○			観光商工班	村観光協会、 各施設管理者
第3 避難収容	○			観光商工班	村観光協会、 各施設管理者、 沖縄県
第4 帰宅困難者対策	○			観光商工班	村観光協会、沖縄県

災害時における観光客等の対策は、第2編・第1章「第9節 観光客等対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえふまえて実施する。

第10節 要配慮者対策計画

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当	
				実施主体及び支援	関係機関
第1 実施責任者	○			健康福祉班、教育班、 観光商工班	施設管理者、村社会福祉協 議会、村観光協会
第2 避難行動要支援者の 避難支援	○			健康福祉班	村社会福祉協議会
第3 避難生活への支援	○			健康福祉班	村社会福祉協議会、沖縄県
第4 外国人への支援	○			観光商工班	村観光協会、関係団体等

災害時における要配慮者対策は第2編・第1章「第10節 要配慮者対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえふまえて実施する。

第 1 1 節 消防計画

項 目	初動	応急	復旧	担 当	
				実施主体及び支援	関係機関
第 1 実施責任者	○			総務班	金武地区消防衛生組合、 沖縄県、石川警察署、 自衛隊等
第 2 相互応援計画	○			総務班	沖縄県

災害時における消防活動は、第 2 編・第 1 章「第 1 1 節 消防計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえふまえて実施する。

第 1 2 節 救出計画

項 目	初動	応急	復旧	担 当	
				実施主体及び支援	関係機関
第 1 実施責任者	○			総務班	金武地区消防衛生組合、 関係機関
第 2 救出の実施	○			総務班	金武地区消防衛生組合、 沖縄県、石川警察署、 関係機関
第 3 惨事ストレス対策	○			総務班	金武地区消防衛生組合、 沖縄県、関係機関

災害時における救出活動は、第 2 編・第 1 章「第 1 2 節 救出計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえふまえて実施する。

第 1 3 節 医療救護計画

項 目	初動	応急	復旧	担 当	
				実施主体及び支援	関係機関
第 1 実施責任者	○			健康福祉班	沖縄県
第 2 医療救護活動に関する組織体制	○			健康福祉班	沖縄県、医療機関
第 3 情報収集と共有	○			健康福祉班	沖縄県、医療機関、災害医療本部
第 4 医療救護の実施	○			健康福祉班	沖縄県、医療機関、災害医療本部、地区医師会、日本赤十字社
第 5 傷病者の搬送	○			健康福祉班、総務班	沖縄県
第 6 助産体制	○			健康福祉班	沖縄県
第 7 医薬品、衛生材料等及び血液製剤の確保	○			健康福祉班	沖縄県
第 8 被災者の健康管理とこころのケア	○			健康福祉班	沖縄県

災害時における医療救護は、第 2 編・第 1 章「第 1 3 節 医療救護計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえふまえて実施する。

第 1 4 節 交通輸送計画

項 目	初動	応急	復旧	担 当	
				実施主体及び支援	関係機関
第 1 実施責任者	○			総務班、建設班、産業振興班	沖縄県、道路管理者
第 2 交通の規制	○			総務班、建設班	沖縄県、石川警察署
第 3 緊急輸送	○			総務班、産業振興班	沖縄県、第十一管区海上保安本部
第 4 広域輸送拠点の確保	○			総務班、建設班、産業振興班	沖縄県

災害時における交通の確保並びに罹災者、応急対策要員及び応急対策物資、資機材の緊急輸送は、第 2 編・第 1 章「第 1 4 節 交通輸送計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するほか、台風・大雨時は以下の対策を行う。

- 1 各道路管理者及び県警察は、災害警戒段階から緊密に連携し、それぞれ所管する道路あるいは地域における道路の巡視、点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。
特に、避難指示等が発表された場合は、避難対象地区の道路の浸水、土砂災害及び倒木等の被害状況を確認し、村に伝達する。
- 2 県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ及び車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

第 1 5 節 治安警備計画

項 目	初動	応急	復旧	担 当	
				実施主体及び支援	関係機関
第 1 災害時における警察の任務	○			総務班	石川警察署
第 2 災害時における警備体制	○			総務班	石川警察署

災害時における住民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持を図るための治安警備活動は、第 2 編・第 1 章「第 1 5 節 治安警備計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえふまえて実施する。

第 1 6 節 災害救助法適用計画

項 目	初動	応急	復旧	担 当	
				実施主体及び支援	関係機関
第 1 実施責任者	○			総務班	沖縄県
第 2 災害救助法の適用基準	○			総務班	沖縄県
第 3 災害救助法の適用手続き	○			総務班	沖縄県
第 4 救助の実施	○			総務班	
第 5 災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償の基準	○			総務班	沖縄県

災害救助法に基づく被災者の救助は、第 2 編・第 1 章「第 1 6 節 災害救助法適用計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえふまえて実施する。

第 1 7 節 給水計画

項 目	初動	応急	復旧	担 当	
				実施主体及び支援	関係機関
第 1 実施責任者	○			上下水道班	沖縄県、 金武地区消防衛生組合
第 2 供給の方法	○			上下水道班	金武地区消防衛生組合
第 3 医療施設等への優先的給水	○			上下水道班	金武地区消防衛生組合
第 4 水道施設の応急復旧		○		上下水道班	金武地区消防衛生組合、 各水道事業者

災害のため飲料に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給は、第 2 編・第 1 章「第 1 7 節 給水計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえふまえて実施する。

第 1 8 節 食料供給計画

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当	
				実施主体及び支援	関係機関
第 1 実施責任者	○			村民生活班	沖縄県
第 2 食料の調達	○			村民生活班	
第 3 炊き出し等の食品の給与	○			村民生活班、教育班、 健康福祉班	村内販売業者、 沖縄県、 沖縄総合事務局等
第 4 要配慮者に配慮した食品 の給与	○			村民生活班、教育班、 健康福祉班	

災害時における被災者及び災害応急対策要員に対する食料の供給は、第 2 編・第 1 章「第 1 8 節 食料供給計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえふまえて実施する。

第 1 9 節 生活必需品供給計画

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当	
				実施主体及び支援	関係機関
第 1 実施責任者	○			村民生活班、総務班	沖縄県
第 2 給与又は貸与の方法	○			村民生活班、総務班	沖縄県
第 3 物資の調達・配布	○			村民生活班、総務班	沖縄県
第 4 救援物資の受入れ	○			総務班、健康福祉班	沖縄県
第 5 義援物資及び金品の保管及び 配分	○			総務班	沖縄県

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、第 2 編・第 1 章「第 1 9 節 生活必需品等 供給計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえふまえて実施する。

第20節 感染症対策、清掃対策、食品衛生監視及び動物の保護収容計画

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当	
				実施主体及び支援	関係機関
第1 感染症対策	○	○		村民生活班、 健康福祉班	沖縄県、 中部保健所等
第2 保健衛生	○	○		健康福祉班	中部保健所等
第3 し尿処理	○	○		村民生活班	沖縄県
第4 動物の保護管理	○	○		村民生活班	沖縄県、関係団体
第5 ペット対応	○	○		村民生活班	沖縄県、獣医師会、 動物関係団体、 ボランティア等

災害時における被災地の感染症対策、清掃対策、動物の保護収容等の対策は、第2編・第1章「第20節 感染症対策、清掃対策、食品衛生監視及び動物の保護収容保健衛生計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえふまえて実施する。

第21節 行方不明者の搜索、遺体の処理及び埋葬計画

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当	
				実施主体及び支援	関係機関
第1 実施責任者	○			総務班、村民生活班	石川警察署、 第十一管区海上保安本部、 金武地区消防衛生組合、 沖縄県
第2 行方不明者の搜索	○			総務班、村民生活班	金武地区消防衛生組合、 石川警察署、 第十一管区海上保安本部、 関係機関
第3 遺体の取扱い、埋葬等	○			総務班、村民生活班	石川警察署、 第十一管区海上保安本部、 沖縄県医師会等
第4 遺体の火（埋）葬		○		村民生活班、総務班	沖縄県

災害により死亡したと推定される者の搜索、遺体の処理及び埋葬は、第2編・第1章「第21節 行方不明者の搜索、遺体処理及び埋葬計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえふまえて実施する。

第 2 2 節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当	
				実施主体及び支援	関係機関
第 1 実施責任者	○			建設班	沖縄県
第 2 障害物の除去	○			建設班、産業振興班	金武地区消防衛生組合、 第十一管区海上保安本部、 各施設管理者
第 3 災害廃棄物の処理	○			建設班	沖縄県、 金武地区消防衛生組合
第 4 ゴミの収集・処理	○			村民生活班	金武地区消防衛生組合

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、材木等の障害物の除去及び災害廃棄物処理は、第 2 編・第 1 章「第 2 2 節 障害物の除去・災害震災廃棄物処理計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえふまえて実施する。

なお、水害廃棄物については、国の「水害廃棄物対策指針（平成 17 年 7 月）」に基づいて、円滑に処理する。

第 2 3 節 住宅応急対策計画

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当	
				実施主体及び支援	関係機関
第 1 実施責任者		○		建設班	沖縄県
第 2 応急仮設住宅の設置等		○		建設班	沖縄県
第 3 住宅の応急修理		○		建設班	沖縄県
第 4 建物の解体、撤去		○		建設班	沖縄県
第 5 住家の被災調査		○		建設班、総務班	金武地区消防衛生組合、 沖縄県

住宅の応急修理、応急仮設住宅の確保等は、第 2 編・第 1 章「第 2 3 節 住宅応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえふまえて実施する。

第 2 4 節 二次災害の防止計画

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当	
				実施主体及び支援	関係機関
第 1 実施責任者	○			建設班	沖縄県
第 2 被災建築物の応急危険度判定	○			建設班	沖縄県
第 3 被災宅地の危険度判定	○			建設班	沖縄県
第 4 降雨等による水害・土砂災害の防止	○			建設班	沖縄県、 沖縄気象台
第 5 高潮、波浪等の対策	○			建設班	沖縄県

住宅等の応急危険度判定、土砂災害や高潮等の二次災害防止対策は、第 2 編・第 1 章「第 2 4 節 二次災害の防止計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえふまえて実施する。

第 2 5 節 教育対策計画

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当	
				実施主体及び支援	関係機関
第 1 実施責任者		○		教育班	県教育委員会、 県教育事務所
第 2 応急教育対策		○		教育班	県教育委員会、 県教育事務所
第 3 応急保育対策		○		健康福祉班	沖縄県
第 4 学校給食対策		○		教育班	県教育委員会、 県教育事務所
第 5 社会教育施設等対策		○		教育班	県教育委員会、 県教育事務所
第 6 罹災児童生徒の保健管理		○		教育班	県教育委員会、 県教育事務所
第 7 文化財対策		○		教育班	県教育委員会、 県教育事務所

災害時における応急教育対策は、第 2 編・第 1 章「第 2 5 節 教育対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえふまえて実施する。

第26節 危険物等災害応急対策計画

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当	
				実施主体及び支援	関係機関
第1 石油類	○			総務班	金武地区消防衛生組合、 施設責任者、石川警察署、 十一管区海上保安本部
第2 毒物劇物		○		総務班、産業振興班	金武地区消防衛生組合、 施設責任者、石川警察署、 十一管区海上保安本部

危険物等による災害については、第2編・第1章「第26節 危険物等災害応急対策計画」に定める対策を風水害や大規模事故等の特性を踏まえふまえて、関係機関相互の密接な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

第 2 7 節 不発弾災害対策計画

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当	
				実施主体及び支援	関係機関
第 1 実施責任者	○			総務班	沖縄総合事務局、自衛隊、 第十一管区海上保安本部、 沖縄県警察本部、沖縄県
第 2 不発弾の処理体制	○			総務班	沖縄総合事務局、自衛隊、 第十一管区海上保安本部、 沖縄県警察本部、沖縄県

沖縄県は先の戦争で地上戦を被り、不発弾の発見が現在も続いている。こうした中で不発弾の爆発等による災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関との連携により円滑な処理業務を促進するとともに、地域住民に対する不発弾の発見や通報及び処理体制等に関する防災意識の普及啓発を図る。

第 1 実施責任者

不発弾の処理は発見者からの届出により、下記に示す関係機関の連携協力のもとで推進され、最終的処理にあたっては自衛隊が行う。

○沖縄総合事務局	○第十一管区海上保安本部	○沖縄県
○自衛隊	○沖縄県警察本部	○宜野座村

第 2 不発弾の処理体制

1 陸上で発見される不発弾等の処理

- (1) 発見者は、最寄りの交番または警察署に通報し、所轄警察署を通じて県警察本部に発見届出をする。
- (2) 警察本部長は、発見届出の都度、陸上自衛隊第 15 旅団長（第 101 不発弾処理隊）に処理要請を行う。
- (3) 第 101 不発弾処理隊は、必要に応じ現場調査を行い弾種及び発見場所の状況等を勘案して撤去計画を立てる。
- (4) 小型砲弾等比較的危険度が少なく移動可能な弾種は、第 101 不発弾処理隊により回収し、一時保管庫へ搬入する。
- (5) 爆弾等危険度が高いものは、発見現場で信管離脱後、一時保管庫へ搬入する。
- (6) 信管離脱作業は危険を伴うため、以下の対策を講じた上で実施する。

- | |
|--|
| ○発見場所が本村の場合、関係機関と撤去日時、交通規制、避難計画等について協議するための処理対策会議を開催し、処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。なお、関係機関は、責任分担覚書き等を交換し、任務責任等を明確にする。 |
| ○避難範囲を定め、その区域への交通を規制し、地域住民を避難させる。 |
| ○村長等を本部長とする現地対策本部を設置する。 |

2 海中で発見される不発弾の処理

- (1) 発見者から通報を受けた村長、第十一管区海上保安本部、県知事、または港湾管理者等は、海上自衛隊沖縄基地隊司令に処理要請を行う。
- (2) 沖縄水中処分隊は現地調査を行い、関係機関と調整の上、撤去計画を立てる。
- (3) 危険度が少なく移動可能なものは沖縄水中処分隊により回収撤去し、一時保管庫へ搬入する。
- (4) 危険度が高く移動困難なものは、現地対策本部を設置し、発見現場で爆破処理する。
- (5) 爆破処理作業は、非常に危険を伴うので、次の対策を講じた上で実施する。

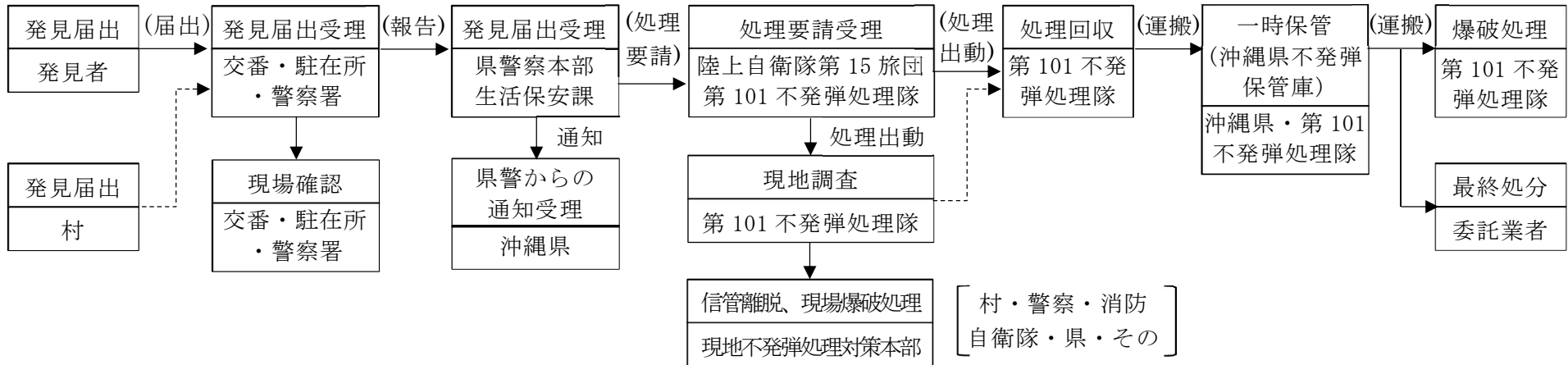
- 発見場所の所轄市町村は、関係機関と撤去日時、交通規制、通行船舶規制、避難計画等について協議するための処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。
- 危険範囲を定め、その地域への船舶及び住民等の立ち入りを規制する。
- 村長等を本部長とする現地対策本部を設置する。

3 関係機関の協力体制の確立

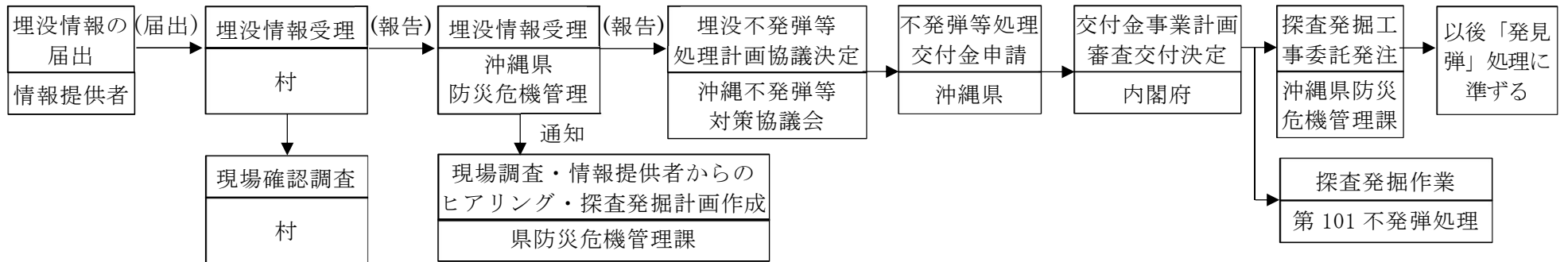
本村その他関係機関等の協力体制を確立し、不発弾等の調査、探査及び発掘処理工事の安全かつ円滑な推進を図る。

《不発弾等処理業務の流れ（系統図）》

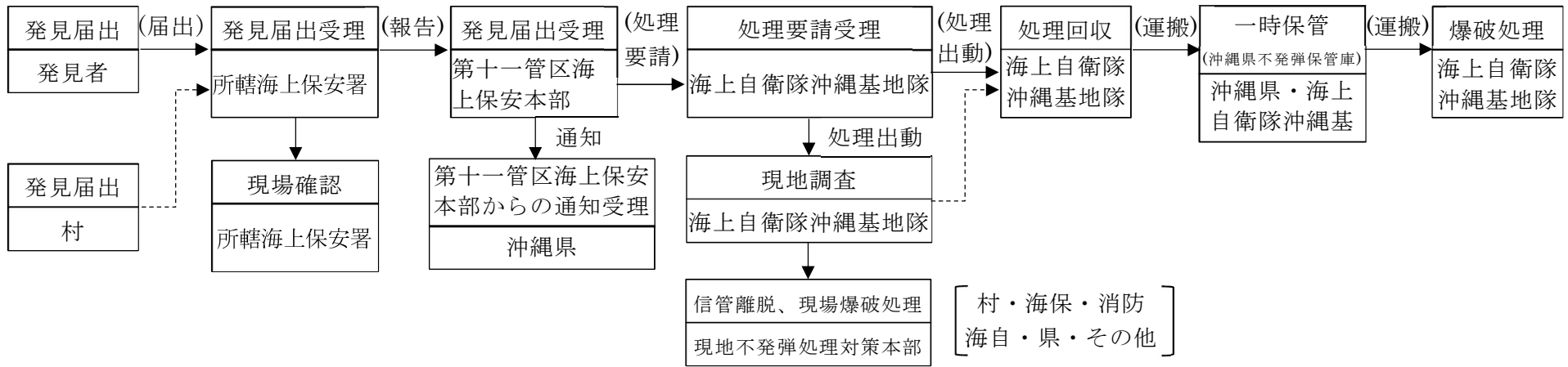
1. 発見弾（陸上部分）



2. 埋没弾（陸上部分）



3. 発見弾（海上部分）



第 2 8 節 在港船舶対策計画

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当	
				実施主体及び支援	関係機関
第 1 船舶の被害防止対策	○			総務班、産業振興班	第十一管区海上保安本部、 沖縄総合事務局、沖縄県警察、 宜野座村漁業協同組合
第 2 津波避難	○			総務班	各関係機関

災害時の在港船舶の安全確保は、第 2 編・第 1 章「第 2 7 節 在港船舶対策計画」に定める対策を基本に、高潮や海上警報等の状況を踏まえふまえて実施する。

第 2 9 節 労務供給計画

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当	
				実施主体及び支援	関係機関
第 1 実施責任者		○		観光商工班、 総務班	沖縄県、 沖縄公共職業安定所等
第 2 労務者の供給方法		○		観光商工班、 総務班	沖縄公共職業安定所等
第 3 災害救助法による賃金 職員等の雇上げ		○		観光商工班、 総務班	沖縄公共職業安定所等
第 4 従事命令、協力命令		○		観光商工班、 総務班	沖縄県、 防災関係機関

災害時における労務者及び職員等の確保は、第 2 編・第 1 章「第 2 8 節 労務供給計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえふまえて実施するものとする。

第 3 0 節 民間団体等協力計画

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当	
				実施主体及び支援	関係機関
第 1 実施責任者	○			総務班、観光商工班、 健康福祉班	沖縄県、 各関係機関
第 2 協力要請	○			総務班、観光商工班、 健康福祉班	各関係機関

災害時における民間団体（青年団体、女性団体）の編成及び活動は、第 2 編・第 1 章「第 2 9 節 民間団体の活用計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえふまえて実施する。

第3 1 節 ボランティア団体受入れ計画

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当	
				実施主体及び支援	関係機関
第1 実施責任者		○		健康福祉班	村社会福祉協議会、 県社会福祉協議会、 日本赤十字社沖縄県 支部等
第2 ボランティアの募集		○		健康福祉班	村社会福祉協議会、 県社会福祉協議会、 日本赤十字社沖縄県 支部等
第3 ボランティアの受入れ		○		健康福祉班	村社会福祉協議会、 県社会福祉協議会、
第4 ボランティアの活動内容		○		健康福祉班	村社会福祉協議会
第5 ボランティアの活動支援		○		健康福祉班	村社会福祉協議会

防災災害ボランティアの募集、受入れ等は、第2編・第1章「第30節 ボランティア団体受入れ計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえふまえて実施する。

第3 2 節 公共土木施設応急対策計画

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当	
				実施主体及び支援	関係機関
第1 実施責任者	○	○		各対策班	各施設管理者
第2 村における応急工事	○	○		建設班、総務班、 各対策班	各施設管理者
第3 村施設及びその他の公 共施設の応急、復旧対策	○	○		各対策班	各施設管理者
第4 道路・橋りょうの応急、 復旧対策	○	○		建設班	各施設管理者
第5 河川管理施設の応急、 復旧対策	○	○		建設班、上下水道班	各施設管理者
第6 漁港施設の応急、復旧 対策	○	○		産業振興班	各施設管理者、 第十一管区海上保安本部

災害時における道路及び港湾・漁港施設の応急対策は、第2編・第1章「第31節 公共土木施設応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえふまえて実施する。

第33節 ライフライン等施設応急対策計画

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当	
				実施主体及び支援	関係機関
第1 電力施設災害応急対策計画	○	○		総務班	沖縄電力(株)
第2 電気通信設備応急対策	○	○		総務班	電気通信関係機関
第3 ガス施設災害応急対策計画	○	○		総務班	各ガス関係業者、 (一社)沖縄県高圧ガス保安協会、警察、 消防機関
第4 上下水道施設災害応急対策計画	○	○		上下水道班	各関係機関

災害時の電力、ガス、上下水道、通信等の施設の応急対策は、第2編・第1章「第32節 ライフライン等施設応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえふまえて実施する。

第34節 農林水産物応急対策計画

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当	
				実施主体及び支援	関係機関
第1 実施責任者		○		産業振興班	沖縄県
第2 農林水産物の対策		○		産業振興班	JA おきなわ、 宜野座村漁業協同組合、 沖縄県等
第3 水産物の対策		○		産業振興班	宜野座村漁業協同組合、 沖縄県等
第4 農産物の対策		○		産業振興班	JA おきなわ、沖縄県等
第5 家畜の対策		○		産業振興班	JA おきなわ、沖縄県等

災害時における農産物、林産物、水産物及び家畜の応急対策は、第2編・第1章「第33節 農林水産物応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえふまえて実施するものとする。なお、台風等により、農林水産物に甚大な被害をおよぼすおそれのあるときは、県が樹立する事前対策について指導を行う。

第35節 米軍との相互応援計画

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当	
				実施主体及び支援	関係機関
第1 相互連携体制の構築	○			総務班、企画班	米軍、 金武地区消防衛生組合
第2 緊急時における消防車両の 基地内通過に関する協定	○			総務班、企画班	米軍、 金武地区消防衛生組合
第3 消防相互援助協約	○			総務班、企画班	米軍、 金武地区消防衛生組合

風水害等における在沖米軍との災害協力は、第2編・第1章「第34節 米軍との相互応援計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえふまえて実施する。

第36節 海上災害応急対策計画

項目	初動	応急	復旧	担当	
				実施主体及び支援	関係機関
第1 災害対策連絡調整本部の設置		○		総務班、産業振興班	第十一管区海上保安本部、沖縄県、防災関係機関
第2 第十一管区海上保安本部の実施事項		○		総務班、産業振興班	第十一管区海上保安本部、沖縄県、防災関係機関
第3 その他関係機関の実施事項		○		総務班、産業振興班	第十一管区海上保安本部、沖縄県、防災関係機関
第4 災害復旧・復興対策		○		総務班、産業振興班	第十一管区海上保安本部、沖縄県、防災関係機関

災害対策基本法に定める災害、陸上の危険物貯蔵施設もしくは船舶からの大量の石油類等の危険物が海域への流出し、海上火災その他の海上災害が発生した場合において、関係機関が緊密な連携を保ち相互協力体制のもとに、人命及び財産の保護、海上安全の確保、流出油の防除及び危険物の特性に応じた消火活動の措置を講じて住民被害への防除や被害拡大の防止を図る。

第1 災害対策連絡調整本部の設置

海上災害の防除活動などを円滑かつ効果的に推進するため、第十一管区海上保安本部に災害対策連絡調整本部（以下「調整本部」という。）を設置し、宜野座村災害対策本部及び防災関係機関と緊密な連絡を保ちながら災害対策を遂行する。

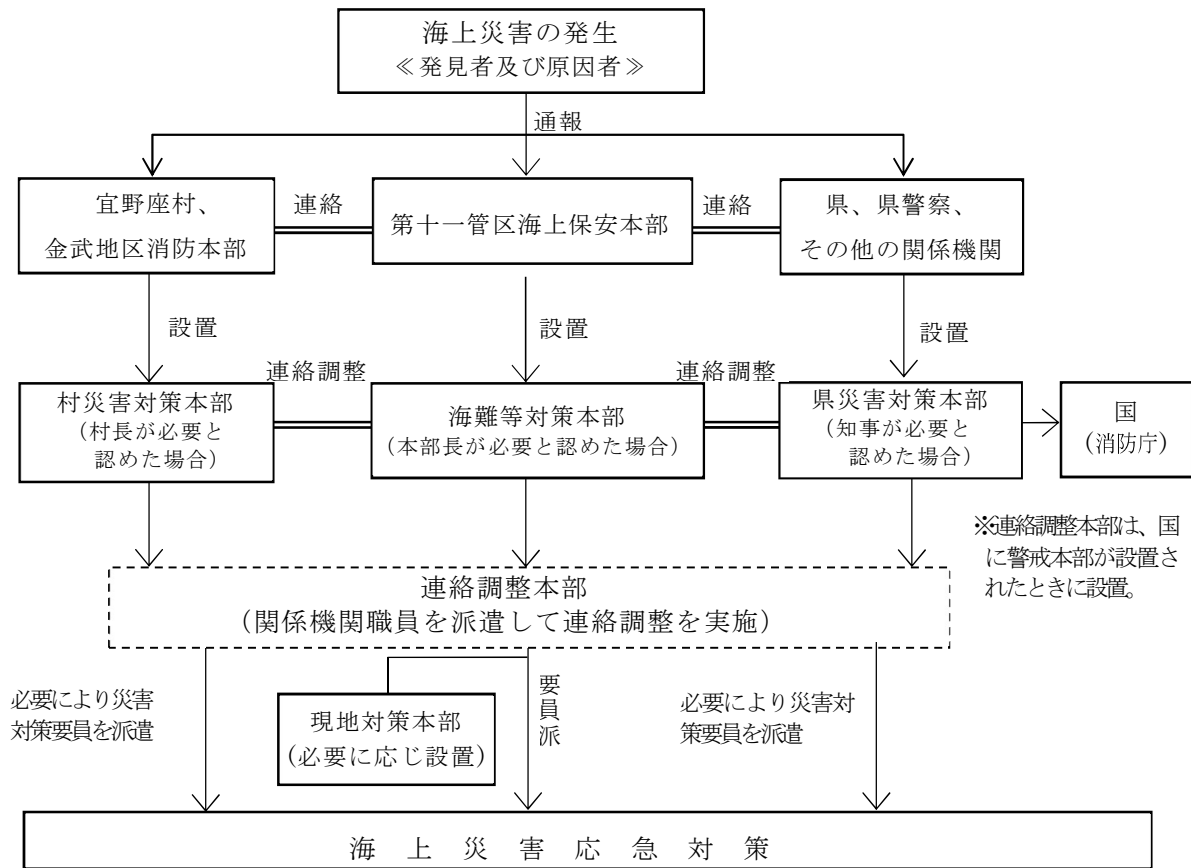
また、関係機関は調整本部に防災責任者を派遣し、災害対策の調整を図る。

なお、調整本部の設置時期については、第十一管区海上保安本部に大規模海難対策本部が設置されたときとする。

実施機関

(1) 第十一管区海上保安本部	(7) 沖縄県警察
(2) 沖縄総合事務局	(8) 宜野座村、金武地区消防衛生組合
(3) 沖縄気象台	(9) 日本赤十字社沖縄県支部
(4) 陸上自衛隊第15旅団	(10) 事故関係企業等
(5) 海上自衛隊沖縄基地隊	(11) 指定海上防災機関
(6) 沖縄県	(12) その他関係機関及び団体

《海上災害発生時の通報体制》



第2 第十一管区海上保安本部の実施事項

1 非常体制の確立

- ① 管内を非常配備とする。
- ② 大規模海難等対策本部を設置する。
- ③ 通信体制を強化し、必要ある場合は非常無線通信に協力及び通信の確保に努める。
- ④ 巡視船艇・航空機等により被害状況調査を実施する。
- ⑤ 一般船舶の動静を把握し、必要ある場合は避難勧告、出入港の制限等の措置をとる。

2 警報等の伝達

■船舶等に対する警報等の伝達

伝達状況	措置内容
① 気象、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたとき	航行警報、安全通報、標識の掲揚並びに船艇及び航空機による巡回等により直ちに周知するとともに、必要に応じ関係事業者へ通知する。
② 航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき、若しくは船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたとき	速やかに航行警報又は安全通報を行うとともに、必要に応じ水路通報により周知する。
③ 大量の油の流出、放射性物質の放出等により船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったとき	航行警報、安全通報並びに船艇及び航空機における巡回等により速やかに周知する。

3 情報の収集等

災害が予想される状況及び災害発生後に監視、関係機関等と密接な連絡を取るとともに、巡視船艇等を活用し積極的に情報収集活動を実施する。

災害が予想される状況	発災後
①在泊船舶の状況（船種別隻数、危険物積載船の荷役状況、旅客船の運航状況等）	ア）海上及び沿岸部における被害状況
②船舶交通のふくそう状況	イ）被災地周辺海域における船舶交通の状況
③船だまり等の対応状況	ウ）被災地周辺海域における漂流物等の状況
④被害が予想される地域の周辺海域における船舶交通の状況	エ）船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況
⑤港湾等における避難者の状況	オ）水路、航路標識の異常の有無
⑥関係機関等の対応状況	カ）港湾等における避難者の状況
⑦その他災害応急対策の実施上必要な事項	キ）関係機関等の対応状況
	ク）その他災害応急対策の実施上必要な事項

4 海難救助等

海難救助等を行うにあたっては、災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て、次に掲げる措置を講ずる。その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するが、必要に応じて民間の協力を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

事故、火災別	活 動 内 容
① 船舶の海難、人身事故等が発生したとき	速やかに巡視船艇等によりその搜索救助を行う
② 船舶火災又は海上火災が発生したとき	ア) 速やかに巡視船艇等によりその消火を行う イ) 必要に応じ地方公共団体に協力を要請する
③ 危険物が排出されたとき	その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じ火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難指示等を行う

5 緊急輸送

傷病者、意思、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施する。この場合、輸送能力を強化した災害対応型巡視船艇等の活用について配慮するものとし、輸送対象の想定は次のとおりに行う。

段階別	時期	輸 送 対 象
第 1 段階	①避難期	ア) 救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資 イ) 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資 ウ) 政府災害対策要員、地方強行団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員等 エ) 負傷者等の後方医療機関への搬送 オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第 2 段階	②輸送機能確保期	ア) 上記（第 1 段階）の続行 イ) 食糧、水等生命の維持に必要な物資 ウ) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第 3 段階	③ 応 急 復 旧 期	ア) 上記（第 2 段階）の続行 イ) 災害復旧に必要な人員及び物資 ウ) 生活必需品

6 物資の無償貸与又は譲与

物資の無償貸与若しくは譲与について要請があったときや、その必要があると認めるときは「海上災害救助用物品の無償貸与及び譲与に関する省令」（昭和 30 年運輸省令第 10 号）に基づき、海上災害救助用物品を被災者に対し無償貸与、又は譲与する。

7 関係機関等の災害応急対策の実施に関する支援

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲において、沿岸部の陸上における救助・救急活動等について支援する。

8 流出油等の防除

船舶または海洋施設その他の施設から海上に大量の油等が流出したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

なお、流出油等に係る防除作業は、流出した油等の種類及び性状、拡散状況、気象・海象の状況その他種々の条件によってその手法が異なるので、防除活動に関しては、流出油の拡散及び性状の変化の状況についての的確な把握に努めて状況に応じた防除方針を速やかに決定するとともに、初動段階において有効な防除勢力の先制集中を図り、迅速かつ効率的に排出油等の拡散防止、回収及び処理が実施できるよう留意する。

措置状況別	措置内容
① 防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的なものとする	ア) 巡視船艇等により、流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う イ) 必要に応じ海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（第41条の2）に基づき、関係行政機関の長又は地方公共団体の長、その他の執行機関の長及び関係機関等に出動を要請し、防除措置を講ずる
② 防除措置を講ずべき者が、流出油等の拡散防止、除去等の措置を講じていないと認められるとき	防除措置を講ずべきことを命ずる
③ 緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要であると認められるとき	ア) 巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保及び防除措置の実施について協力を要請する イ) 必要に応じ機動防除隊又は海上災害防止センターに防除措置を依頼する

9 海上交通安全の確保

安全確保の必要状況	措置内容
① 船舶交通のふくそうが予想される海域	必要に応じ船舶交通の整理、指導を行う（この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるように努める）
② 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれのあるとき	必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する
③ 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれのあるとき	速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する
④ 船舶交通の混乱を避ける	災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運行に必要と思われる情報について、無線機等を通じ船舶の情報提供を行う
⑤ 水路の水深に異状を生じたと認められるとき	ア) 必要に応じ検測を行う イ) 応急標識を設置する等により水路の安全を確保する
⑥ 航路標識が損壊し、又は流出したとき	速やかに復旧に努めるほか、必要に応じ応急標識の設置に努める

10 警戒区域の設定

人の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、基本法第 63 条第 1 項及び同条第 2 項の定めるところによる警戒区域を設定し、巡視船艇等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。

また、警戒区域を設定したときは、直ちに最寄りの市町村長にその旨を通知するものとする。

11 治安の維持

海上における治安を維持するため情報収集に努め、必要に応じ巡視船艇等により次に掲げる措置を講ずる。

- 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

12 危険物の保安措置

- 危険物積載船については、必要に応じ移動を命じ又は航行の制限もしくは禁止を行う。
- 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。
- 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

13 非常処置

沿岸海域において排出された大量の特定油等により海岸が著しく汚染され、海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、人の健康を害し、財産に重大な損害を与えるおそれのある場合において、緊急にこれらの障害を防止するため排出油の防除措置を講ずる必要があるときは、油が積載されていた船舶の破壊、油の焼却、現場付近海域にある財産の処分等の応急非常措置をとるものとする。

第3 その他関係機関の実施事項

関係機関における海上災害応急対策の実施事項は、以下のとおりである。

関係機関	実施事項
沖縄総合事務局の役割	<p>救援船舶のあっせん並びに海上輸送及び港湾荷役作業の円滑な実施に関する指導及び連絡調整</p>
陸上自衛隊の役割	<p>要請又は状況により自らの判断により部隊等を派遣して行う以下の事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○遭難者の救護 ○沿岸住民の避難に必要な支援 ○消火及び石油類の流出拡散防止並びに回収処理等の応急活動
海上自衛隊の役割	<p>要請又は状況により自らの判断により部隊等を派遣して行う以下の事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被害状況の調査 ○遭難者の救出・救護 ○死傷病者の救出・搬送 ○行方不明者の搜索 ○沿岸住民及び付近船舶の避難に必要な支援 ○人員・物資の輸送等 ○消火及び石油類の流出拡散防止並びに回収処理等の応急活動
県の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○沿岸市町村に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示 ○応急物資のあっせん及び輸送手段の調整 ○自衛隊、地方公共団体に対し応援要請、その他の応急措置 ○第十一管区海上保安本部の行う応急対策への協力 ○防除資機材及び消火資機材の整備 ○規模に応じ、災害対策本部等の設置 ○危険物施設に対する措置に関して市町村長からの要求に基づく指導又は助言 ○災害救助法適用に関する措置 ○的確な情報の収集及び関係機関への連絡通報 ○災害の状況及び監視結果等について適時公表及び事後の可能な限りでの環境への影響の監視評価の実施
村及び金武地区消防本部の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○沿岸住民に対する災害情報の周知、広報 ○沿岸住民に対する警戒区域の設定、火気使用の制限等危険防止のための措置 ○沿岸漂着の可能性のある油及び沿岸漂着油等の防除措置の実施 ○死傷病者の救出、援護（搬送、収容） ○沿岸及び地先海面の警戒 ○沿岸住民に対する避難指示等 ○消火作業及び延焼防止作業 ○その他海上保安官署等の行う応急対策への協力 ○防除資機材及び消火資機材の整備 ○事故貯油施設の所有者等に対する海上への石油等流出防止措置の指導 ○漂流油等防除に要した経費及び損失補償要求などの資料作成並びに関係者への指導
県警察の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○警備艇による油等の流出面パトロール、他船舶又は陸上からの火気、可燃物の投棄等危険行為の警戒及び取締まり

関係機関	実施事項
	<ul style="list-style-type: none"> ○危険防止又は民心安定のための広報活動 ○住民の避難誘導 ○避難地、避難場所、危険箇所等の警戒及び避難路等の確保 ○交通の秩序の維持及び通信の確保 ○人命救助の実施 ○災害情報の収集及び関係機関への伝達 ○海上災害に係る警備実施用資機材の整備の実施 ○関係防災機関の活動に関する支援
事故関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ○海上保安官署への事故発生の通報 ○遭難船舶乗組員の救助 ○現場付近の者又は船舶に対し注意喚起を実施 ○必要に応じ、付近住民に避難するよう警告 ○消火活動等消防機関への協力 ○防除資機材及び消火資機材の整備並びに調達 ○災害対策連絡調整本部への責任者派遣
海上災害防止センター	<ul style="list-style-type: none"> ○船舶所有者等の利用に供するための油防除資機材の保有及び海上防災のための調査研究等災害予防の実施 ○海上災害が発生した際、海上保安庁長官の指示又は船舶所有者等の委託を受けて、油防除等の実施 ○県及び市町村等の災害復旧に当たっての助言
その他関係機関、団体	<p>自らの防災対策を講ずるとともに、他の機関から協力を求められた場合及び状況により必要と認めた場合は、海上保安官署、その他の関係機関の応急対策に協力する。</p>

第4 災害復旧・復興対策

災害による地域の社会経済活動が低下する状況を踏まえ、可能な限り迅速かつ円滑に被災者の生活再建を支援できるように、地方公共団体と連携を図りつつ被災の復旧・復興にあたり、次に掲げる対策を講ずる。

区分	実施内容
① 海洋環境の汚染防止	地震災害等により発生したがれき等の処理にあたっては、海洋環境への汚染の未然防止または拡大防止のため適切な措置を講ずる。
② 海上交通安全の確保	<p>災害復旧・復興に係る工事に関しては、工事作業船等の海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。</p> <p>ア) 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じ船舶交通の整理指導を行う。</p> <p>イ) 広範囲にかつ同時に多数の工事関係者により工事が施行される場合は、工事関係者に対し、工事施工区域・工事期間の調整等、事故防止に必要な指導を行う。</p>

第 3 7 節 航空機事故災害応急対策計画

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当	
				実施主体及び支援	関係機関
第 1 航空機事故発生時の応急活動	○			総務班、企画班	沖縄県

この計画は、本村に係る地域において航空機事故が発生した場合の応急対策に関するものである。

第 1 航空機事故発生時の応急活動

村内又は周辺部において墜落事故等が発生した場合には、村は、空港管理者等と連携を図りながら、速やかに応急活動を実施する。

1 情報収集、県等への連絡

航空事故の発生を知ったときは、事故の状況及び被害の規模等の情報を収集し、把握した範囲から直ちに県及び防災関係機関に連絡する。

2 消火救出活動の実施

事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、消火救出活動を実施する。

3 医療救護活動の実施

死傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣して応急措置を実施した後、適切な医療機関に搬送する。

また、必要に応じて、救護所、負傷者の収容所及び遺体収容所の設置又は手配を行う。

4 応援要請

災害の規模が大きく、本村のみで対応できない場合は、応援協定に基づき他の市町村に応援を要請する。

また、必要に応じて県に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

第38節 道路事故災害応急対策計画

項目	初動	応急	復旧	担当	
				実施主体及び支援	関係機関
第1 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保		○		建設班、総務班	沖縄総合事務局、沖縄県、石川警察署等
第2 応急活動及び活動体制の確立		○		建設班、総務班	沖縄総合事務局、沖縄県、石川警察署等
第3 救助・応急、医療及び消火活動		○		建設班、総務班	沖縄総合事務局、金武地区消防衛生組合、沖縄県、石川警察署等
第4 道路、橋梁等の応急措置		○		建設班	沖縄総合事務局、沖縄県、石川警察署等
第5 その他		○		建設班	沖縄総合事務局、沖縄県、石川警察署等

第1 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

多重衝突や道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、村は、速やかに関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

村は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性を連絡する。

第2 応急活動及び活動体制の確立

村は、発生後、本章「第1節 組織・動員計画」に定めるところにより、速やかに応急活動体制を確立するとともに、災害拡大防止のため必要な措置を講ずる。

第3 救助・応急、医療及び消火活動

村は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、村は、必要に応じ民間からの協力等により、必要な資材を確保して効率的な活動を行う。

第4 道路、橋梁等の応急措置

村は、所管する道路、橋梁等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的にその被害状況に応じて、障害物の除去、路面及び橋梁段差の修正、排土作業、盛土作業、仮舗装作業及び仮橋の設置等の応急工事により、一応の交通の確保を図る。

村は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所有する者に直ちに応急措置を講ずるよう通報する。

村は、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。

第5 その他

1 災害復旧への備え

村は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

2 再発防止対策

村は、原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえて再発防止対策を実施する。

第39節 林野火災対策計画

項目	初動	応急	復旧	担当	
				実施主体及び支援	関係機関
第1 林野火災応急対策	○			総務班	金武地区消防衛生組合、 沖縄県、関係機関

第1 林野火災応急対策

林野火災が発生した場合、広範囲の林野の消失防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を以下のとおり行う。

関係機関	活動内容
沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> ○林野火災が発生した場合は、村等からの情報提供に加え、速やかにヘリコプターによる偵察を関係機関等に要請する。 ○村からの要請に応じて、空中消火等を行うヘリコプターを自衛隊に要請する。 ○林野火災の規模、被害状況等から県内の消防力では対応が困難な場合は、消防庁に対し緊急消防援助隊の派遣、大規模特殊災害時における広域航空消防応援隊等を要請する。 ○海岸等で火災が発生した場合は、必要に応じて第十一管区海上保安本部へ消火及び救助・救急活動の応援を要請する。
宜野座村	<ul style="list-style-type: none"> ○林野火災が発生した場合は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等を収集し、県及び関係機関に通報する。 ○直ちに現場に出動し、消火用資機材を活用して消防活動を行う。 ○火災現場の偵察又は空中消火活動の必要があると認められるときは、県を通じて、速やかに空中消火用ヘリコプターの出動を要請するとともに、水利等の確保を行う。 ○火災の規模が大きく本村で対応できないときは、「沖縄県消防広域応援協定」に基づき、近隣市町村等に応援を要請する。 ○火災の規模、被害状況等から自衛隊の派遣要請が必要と判断した場合は、速やかに県に対して、災害派遣要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊ヘリコプターの臨時場外離発着場の確保及び化学消火薬剤等資機材の準備を行う。 ○負傷者が発生した場合は、地元医療機関等で医療救護班を組織し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送するとともに、被害状況の把握に努める。 ○必要に応じ、警察、自主防災組織等の協力を得て、火災現場及びその周辺の住民等の避難誘導を行う。
沖縄県警察	<ul style="list-style-type: none"> ○林野火災が発生した場合は、必要に応じて県警ヘリコプター等を活用し、火災状況や被害状況等の情報を収集し、関係機関等に連絡する。 ○必要に応じて、立入禁止区域を設けるとともに、地域住民等の避難誘導等を行う。 ○死傷者が発生した場合は関係機関と連携し、救出救助活動を行うとともに、死体の収容、捜索、処理活動等を行う。 ○必要に応じて、火災現場及びその周辺の交通規制を行う。

第40節 ダムにおける異常洪水対策計画

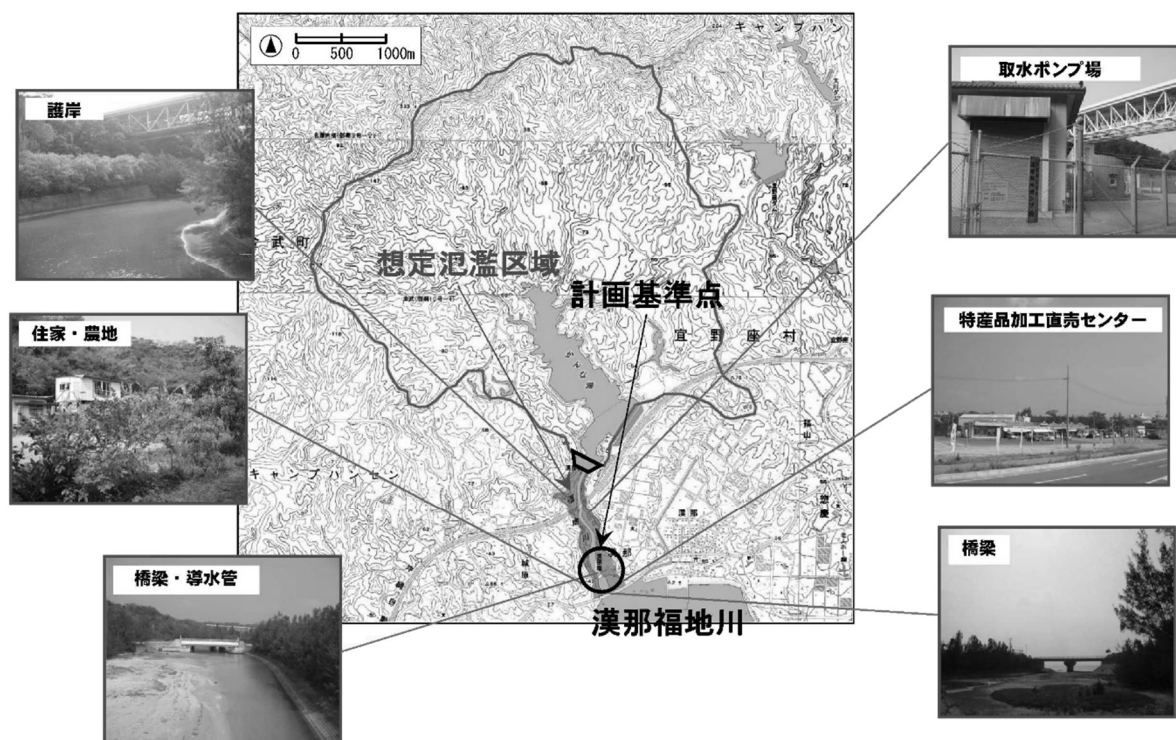
項目	初動	応急	復旧	担当	
				実施主体及び支援	関係機関
第1 浸水想定区域の把握	○			総務班	沖縄総合事務局、 漢那ダム管理支所
第2 災害対策本部の設置	○	○		総務班	沖縄総合事務局、 漢那ダム管理支所
第3 警報等連絡系統の確立	○	○		総務班	沖縄総合事務局、 漢那ダム管理支所
第4 災害発生時の対策	○	○		総務班	沖縄総合事務局、 漢那ダム管理支所
第5 災害通過後に予想される対策		○		総務班	沖縄総合事務局、 漢那ダム管理支所

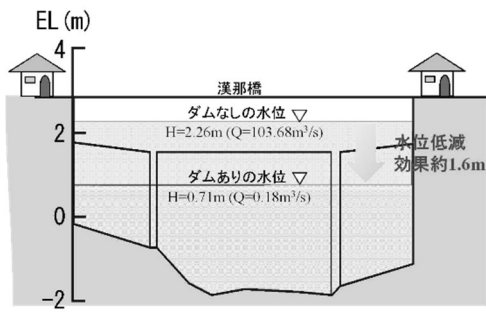
本村の南側には北部ダム統管理事務所所管の漢那ダムや県営の鍋川ダム、宜野座ダム、その他に潟原ダム、宜野座大川ダムが建設されている。

そのうち、漢那ダムは7.6 km²の集水面積と820万m³の総貯水量を擁し、水道用水や農業用水等の供給と洪水調節機能を持った多目的ダムで、通常は下流域の洪水被害を軽減する機能を備えているが、集中豪雨等によりダムの計画規模を超える異常洪水が発生した場合、ダム下流河川が氾濫し浸水被害が発生するおそれがある。また、ダムからの越流により下流河川の水位が急激に上昇する場合があるため、地域住民と河川利用者の安全を確保するために必要となる情報連絡系統の確立や避難方法等について定めるものとする。

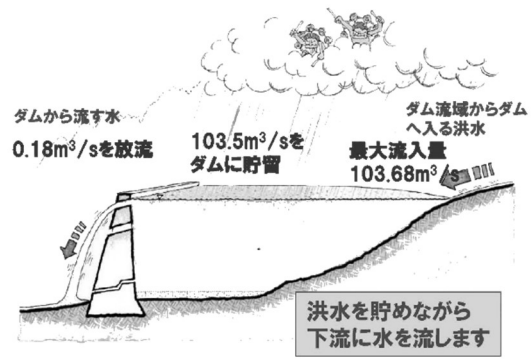
また、その他のダムについては、今後各関係機関との連絡体制を整えた災害対策を図るよう努めるものとする。

■ 漢那ダム位置図及び流域界





◆基準断面での水位低減効果

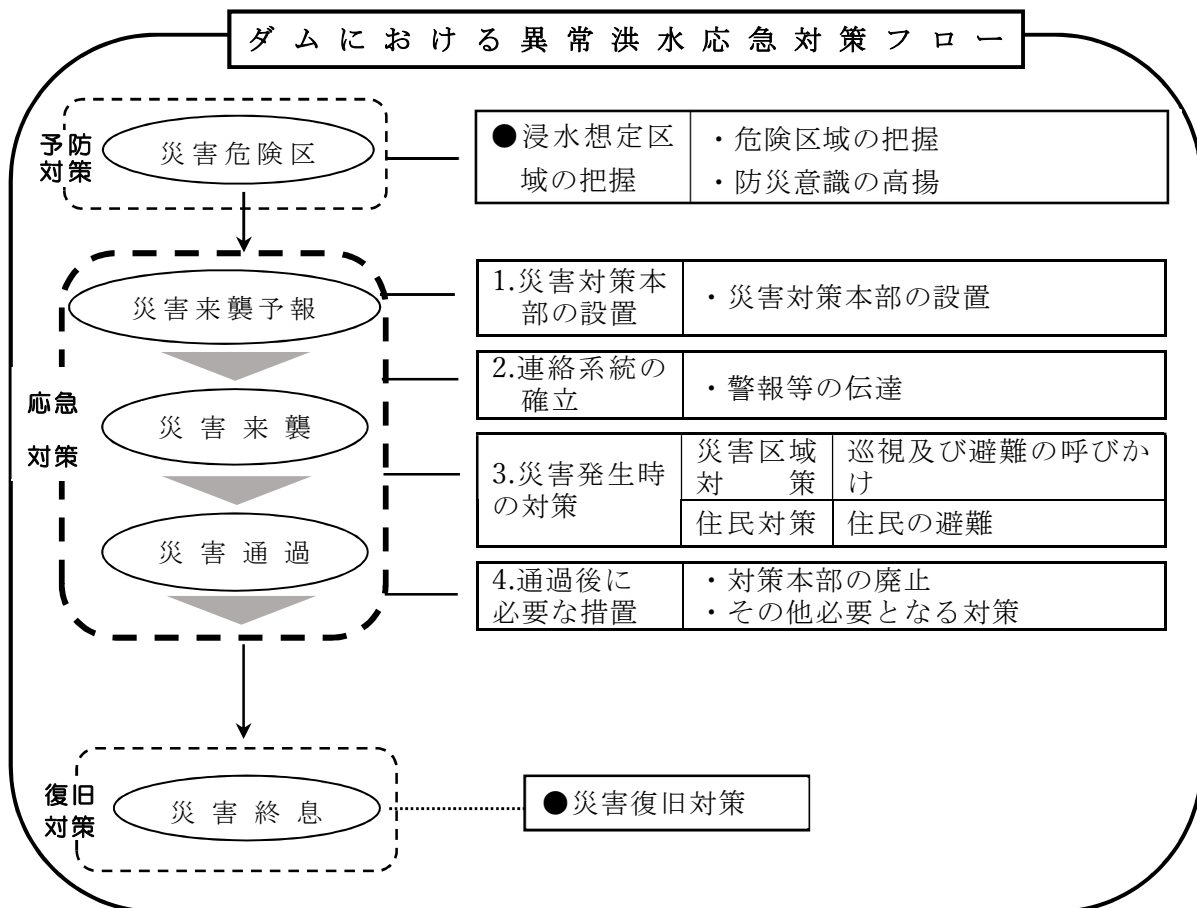


◆洪水調節の概要

出所：漢那ダム定期報告書（沖縄総合事務局）

ダムにおける異常洪水時における村内の対策は、災害対策本部長である村長が実施するものとする。

実施にあたっては漢那ダム管理支所及び金武地区消防組合などの関係機関との連携協力により行うものとする。なお、消防の応急対策のフローは次のとおりである。



第 1 浸水想定区域の把握

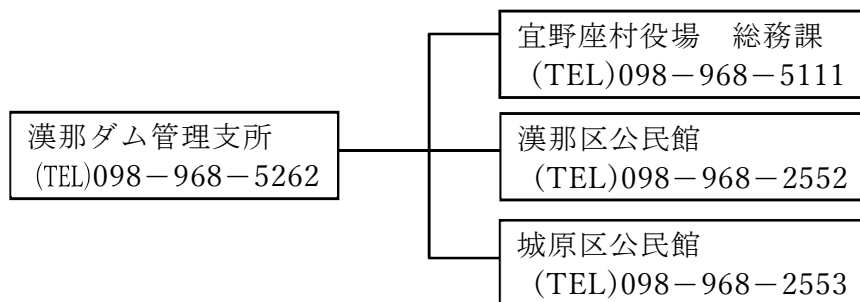
ダムの計画規模を超える異常洪水により、漢那ダム下流域で浸水被害の発生が想定される区域（浸水想定区域）を把握しておく。なお、地域住民に対しては、平常時よりダムからの越流に対する防災意識の高揚に努める。

第 2 災害対策本部の設置

沖縄気象台からの大雨洪水警報の発令及び漢那ダム管理支所からのダムからの越流に関する通知・情報提供を受けたとき、またその他の管理ダムにおける災害通報及び災害が予想されるときは、災害対策本部を第 2 編・第 1 章「第 1 節 組織・動員計画」に定めるところにより設置する。

第 3 警報等連絡システムの確立

大雨洪水警報等の気象予警報または災害が予想される場合の洪水警戒体制の発令など、災害応急対策において重要となる情報連絡が敏速かつ的確に行われるように連絡体制を確立しておく。



1 漢那ダム管理支所の措置

ダムの計画規模を超える異常洪水によりダム下流域において浸水被害が発生するおそれがある場合やダムからの越流により下流河川において急激な水位上昇が予想される場合における漢那ダム管理支所の措置は次のとおりである。

a. 漢那ダム管理支所からの通知・情報提供（宜野座村役場及び関係機関へ）

通知内容	措置を行う際の要件
洪水警戒体制の通知 (通知－ 1)	降雨に関する気象警報が発表されたときなど、洪水時の防災業務が必要な場合。
洪水警戒体制解除の通知 (通知－ 2)	降雨に関する気象警報が解除され、ダムからの放流量が減少し、気象及び水象及び下流河川水位の状況等から洪水時の防災業務がなくなった場合。
ダム越流による急激な河川水位上昇の通知 (通知－ 4)	ダムへの流入量が増加し、貯水位が平常時最高貯水位 (EL27.8m) * ¹ に達し、常用洪水吐からの越流により下流河川において急激な水位上昇 (30 分間で 30cm 以上) が予想される場合。
非常用洪水吐越流に関する重要情報 (情報－ 7 の 1)	計画規模を超える異常洪水のため、概ね 3 時間後に貯水位が洪水時最高水位 (EL30.0m) * ² に達し、非常用洪水吐からの越流により下流域において浸水被害の発生が予想される場合。

非常用洪水吐越流に関する 事前通知 (通知-8の1)	計画規模を超える異常洪水のため、概ね1時間後に貯水位が洪水時最高水位(EL30.0m)に達し、非常用洪水吐からの越流により下流域において浸水被害の発生が予想される場合。	
非常用洪水吐越流開始の通知 (通知-9の1)	計画規模を超える異常洪水のため、貯水位が洪水時最高水位(EL30.0m)に達し、非常用洪水吐から越流を開始した場合。	
非常用洪水吐越流終了の通知 (情報-10の1)	ダムへの流入量が減少し、貯水位が洪水時最高水位(EL30.0m)を下回り、非常用洪水吐からの越流が終了した場合。	
(※)	漢那ダム	
1.平常時最高貯水位	27.8m	ダムに水道用水や農業用水等を貯留する最高の水位
2.洪水時最高水位	30.0m	洪水時にダムによって一時的に貯留する最高の水位

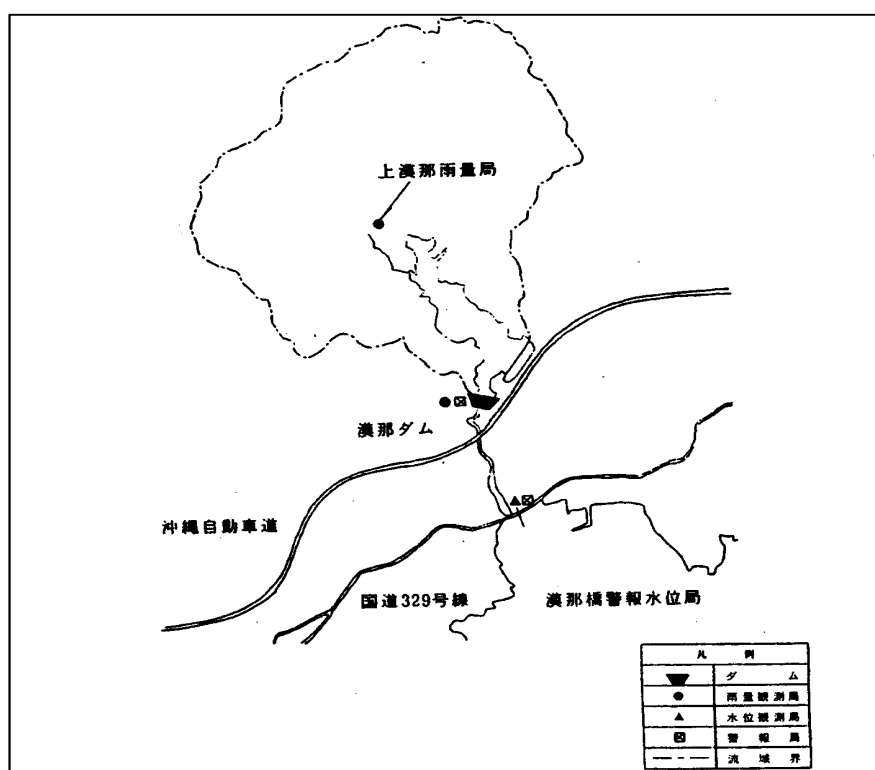
b.漢那ダム管理支所によるダム放流警報及び下流河川の巡視

ダムの計画規模を超える異常洪水によりダム下流域において浸水被害が発生する恐れがある場合やダムからの越流により下流河川において急激な水位上昇が予想される場合に、漢那ダム管理支所においては、警報局のサイレンによる吹鳴及び警報車による下流河川の巡視を行う。

サイレン吹鳴及び警報車巡視の実施時期は次のとおりとする。

- ア) 下流河川において急激な水位上昇が予想される概ね30分前
- イ) 異常洪水により非常用洪水吐からの越流が予想される概ね60分前

■ 警報局及び雨量水位局位置図



2 災害対策本部の措置内容

通 知 内 容	措置を行う際の要件
ア) 災害対策本部に関する通知 (住民及び全関係機関へ)	災害対策本部の措置を行った場合
イ) 警報や予想被害の通知 (区域住民へ)	発表された警報の周知または浸水等の被害が予想される場合
ウ) 避難指示等 (区域住民へ)	ダムの計画規模を超える異常洪水によりダム下流域において浸水被害が発生するおそれがある場合

第 4 災害発生時の対策

対 策 事 項	実 施 内 容
① 周辺巡視	ダムの計画規模を超える異常洪水によりダム下流域において浸水被害が発生するおそれがある場合やダムからの越流により下流河川において急激な水位上昇が予想される場合は、下流河川の巡視を行う。 なお、巡視にあたっては漢那ダム管理支所や各ダム管理団体等と連携して行う
② 住民の避難	ダムの計画規模を超える異常洪水によりダム下流域において浸水被害が発生するおそれが生じ、区域住民の避難が必要となった場合は、第3編・第1章「第8節 避難計画」に定めるところにより行う。

〈概略内容〉

- ①避難指示及び警戒区域の設定
- ②避難情報の伝達
 - ・伝達事項（避難先や避難経路等）
 - ・伝達方法（拡声器及び口頭等）
- ③適切な避難場所の選定
- ④避難の誘導

第 5 災害通過後に予想される対策

対 策 事 項	実 施 内 容
①災害対策本部の廃止	村は、気象警報の解除及びダムからの越流量の減少等による洪水警戒体制の解除の通知を受けたときは、すべての応急対策完了の確認とともに災害対策本部を廃止する。また、その後は速やかに県や金武地区消防組合及び住民に対してその旨を報告する。
②その他必要となる対策	その他災害が通過した際に予想される被害情報の収集、ならびに負傷者等が発生した場合の医療救護等の応急対策については、当該措置について定められているそれぞれの災害応急対策計画に基づき実施する。

第2章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設災害復旧計画

項目	担当
第1 災害復旧事業計画作成の基本方針	関係各課
第2 災害復旧事業計画の種類	関係各課
第3 村及び県における措置	関係各課

被災した施設及び本村がおかれている災害に対する各種の特性と原因を検討し、第2編・第2章「第1節 公共施設災害復旧計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第2節 被災者生活への支援計画

項目	担当	
	実施主体及び支援	関係機関
第1 災害相談計画	関係各課	
第2 罹災証明書等の発行	総務課	金武地区消防衛生組合
第3 住宅の復旧計画	健康福祉課、総務課、建設課	
第4 生業資金の貸付等	健康福祉課、	村社会福祉協議会
第5 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給	健康福祉課	
第6 災害義援物資、義援金品の募集及び配分	健康福祉課、総務課	沖縄県、日本赤十字社等
第7 租税の徴収猶予及び減免措置	村民生活課、健康福祉課	
第8 職業のあっせん	観光商工課	公共職業安定所
第9 被災者生活再建支援法の適用	健康福祉課	
第10 地震保険や共済制度の活用	関係各課	沖縄県

被災者の災害相談、住宅復旧、融資、見舞金等の支給、税の減免、職業あっせん等は、第2編・第2章「第2節 被災者生活への支援計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえふまえて実施するものとする。

第3節 農漁業及び中小企業資金融資計画

項 目	担 当	
	実施主体及び支援	関係機関
第1 農林漁業制度金融の確保	産業振興課	北部農林水産振興センター、 水産海洋技術センター、 各関係機関
第2 中小企業災害復興対策資金の活用促進	観光商工課	沖縄県、各関係機関

災害時の被災農林漁業者、被災中小企業者に対する融資対策は、第2編・第2章「第3節 農漁業及び中小企業資金融資計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

特に、台風被害では、さとうきび等の農作物被害が顕著になりやすいことを踏まえて復旧を促進する。

第4節 復興の基本方針

項 目	担 当	
	実施主体及び支援	関係機関
第1 復興計画の作成	関係各課	
第2 がれき処理	関係各課	
第3 防災集落構造づくり	関係各課	
第4 特定大規模災害時の復興方針等	関係各課	沖縄県等

復興計画や村づくりは、第2編・第2章「第4節 復興の基本方針等」に定める対策を風水害等の特性を踏まえふまえて実施する。